

特許庁委託事業

コスタリカの知的財産制度およびその運用に関する調査

2025年10月

独立行政法人 日本貿易振興機構

サンパウロ事務所

(知的財産権部)

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。本報告書の記載内容に関して生じた直接損害、間接損害、派生的損害、特別損害、付随的損害または懲罰的損害および利益の喪失については、それらが契約、不法行為、無過失責任その他のいかなる原因に基づき生じたかにかかわらず、ジェトロおよび調査委託先は、いっさい責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていた場合も同様とします。

本レポートの内容は、2025年9月時点で入手可能な情報に基づいています。

目次

1. 目的.....	1
2. コスタリカにおける知的財産制度の概説	1
3. 産業財産権制度（特許、意匠、商標）	3
3.1 特許	3
3.1.1 特許の定義	3
3.1.2 特許付与の要件	4
3.1.3 特許保護期間	5
3.1.4 特許の出願/付与手続	5
3.1.4.1 出願	5
3.1.4.2 方式審査	9
3.1.4.3 出願公開	9
3.1.4.4 異議申立	10
3.1.4.5 実体審査	10
3.1.4.6 特許の付与および公開	12
3.2 意匠	12
3.2.1 意匠の定義	12
3.2.2 意匠権登録の要件	12
3.2.3 意匠の保護期間	13
3.2.4 意匠の出願/登録手続	13
3.2.4.1 出願	13
3.2.4.2 方式審査	14
3.2.4.3 出願公開および異議申立	14
3.2.4.4 実体審査	15
3.2.4.5 登録	15
3.3 商標	16
3.3.1 商標の定義	16
3.3.2 商標権登録の要件	16

3.3.3 商標権の保護期間	19
3.3.4 商標の出願/登録手続き	19
3.3.4.1 出願	19
3.3.4.2 審査	20
3.3.4.3 公開	21
3.3.4.4 異議申立	21
3.3.4.5 査定	22
3.3.4.6 商標登録更新	22
3.4.4.7 商標の無効と取消	23
3.4 統計	23
4. 知的財産権の行使（エンフォースメント）	28
4.1 主要な知的財産権	28
4.1.1 著作権の保護	28
4.1.2 地理的表示	29
4.1.3 営業秘密	29
4.2 行政措置	30
4.2.1 知的財産権登録局による措置	30
4.2.2 税関による措置/国境措置	31
4.2.3 保健省および国家消費者委員会による措置	32
4.3 民事措置	34
4.4 刑事措置	38
4.5 CPTPP を踏まえたコスタリカにおける知的財産権執行措置の評価	44
4.6 コスタリカにおける模倣品被害の状況	47
5. 最近の法改正状況	48

1. 目的

2024 年 11 月に開催された環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）の委員会で、CPTPP としてコスタリカとの加入交渉を開始することが決定された。コスタリカの CPTPP 加入により知的財産法制度をはじめとしたコスタリカの法制度への日系企業の関心が高まることが予想される。一方、コスタリカの知的財産法制度に関する情報を提供するチャンネルは日系企業にとって非常に限られている現状がある。

そこで、本調査では、コスタリカの知的財産制度に関する情報を日系企業に提供することを目的とする。

2. コスタリカにおける知的財産制度の概説

コスタリカは、次のとおり、複数の国際条約にも加盟しており、その知的財産制度は、これに準拠する複数の法律によって規制されている。

【主な国際条約】

- ・工業所有権の保護に関するパリ条約（1995 年加盟）
- ・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）（1995 年加盟）
- ・特許協力条約（PCT）（1995 年加盟）
- ・文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1990 年加盟）

【主な法律や規則】

- ・特許、意匠および実用新案に関する法律（第 6867 号）(Ley de Patentes de Invención, Dibujos y Modelos Industriales y Modelos de Utilidad N° 6867¹)
- ・特許、意匠および実用新案に関する法律にかかる規則（第 15222 号 MIEM-J）(Reglamento Ley Patentes Invención Dibujos y Modelos Industriales y Modelos de Utilidad N°15222-MIEM-J²)
- ・商標およびその他の識別標章に関する法律（第 7978 号）(Ley de Marcas y Otros Signos Distintivos N° 7978³)
- ・商標およびその他の識別標章に関する法律にかかる規則（第 30233 号-J）(Reglamento de la Ley de Marcas y otros Signos Distintivos N°30233-J⁴)
- ・著作権および隣接権に関する法律（第 6683 号）(Ley sobre Derechos de Autor y Derechos Conexos N° 6683⁵)

¹https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=8148 (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 8 日)

²https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=14745 (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 8 日)

³https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?param1=NRTC&nValor1=1&nValor2=45096&nValor3=72368&strTipM=TC (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 8 日)

⁴https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=48168 (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 8 日)

⁵https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=3396 (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 8 日)

- ・知的財産権の執行手続きに関する法律（第 8039 号）(Ley de Procedimientos de Observancia de los Derechos de Propiedad Intelectual N° 8039⁶)
- ・機密保持法（第 7975 号）(Ley de Información No Divulgada N° 7975⁷)
- ・競争の促進および効果的な消費者保護に関する法律（第 7472 号）(Ley de Promoción de la Competencia y Defensa Efectiva del Consumidor N° 7472⁸)

また、コスタリカの知的財産制度を管轄するのは、司法省 (Ministerio de Justicia y Paz) 下の国家登記所 (Registro Nacional) に属する知的財産権登録局 (Registro de Propiedad Intelectual) となる。知的財産権登録局には、特許、実用新案、意匠、商標、識別標識、原産地表示、地理的表示、集積回路配置を管轄する産業財産権登録局 (Registro de la Propiedad Industrial) と、著作権とその隣接権を管轄する著作権および隣接権登録局 (Registro de Derechos de Autor y Derechos Conexos) とがある。なお、知的財産権登録局は国家登記所内の一区分としてのみ存在し、業務は産業財産権登録局と著作権および隣接権登録局が担う。



国家登記所による行政行為や決定などに対して不服がある場合には、行政登記裁判所 (Tribunal Registral Administrativo) に訴えることができる。このほか、知的財産権侵害、差止命令、損害賠償については、民事裁判所や刑事裁判所でも審議が可能であるが、知的財産権に特化していないため、利用はわずかである。

さらに、侵害品の輸入に対しては、税関当局が国境措置を実施しているが、知的財産権保有者専用の税関登録制度は存在しない。

⁶ https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=44448 (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 8 日)

⁷ https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?param1=NRTC&nValor1=1&nValor2=41810&nValor3=74709&strTipM=TC (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 8 日)

⁸ https://pgrweb.go.cr/scij/busqueda/normativa/normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=26481 (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 8 日)

コスタリカでは、国際基準に準拠した知的財産権保護のための包括的かつ近代的な法的枠組みが整備されており、産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、営業秘密）に加え、著作権および隣接権も網羅している。

コスタリカの知的財産制度は、法改正、制度強化、そして国際協力を通じて大きく発展してきた。コスタリカの知的財産制度の基盤は 20 世紀初頭に遡り、1990 年代から 2000 年代初頭にかけて大きな発展を遂げた。特にドミニカ共和国・中米自由貿易協定 (Dominican Republic-Central America Free Trade Agreement : DR-CAFTA) へのコミットメントによる推進が大きい。この協定によって、現在の知的財産制度の基盤となっている知的財産の基準と執行メカニズムの近代化が大きく推進されたのである。

コスタリカにおける知的財産権保護に関する 2 度目の改革が、2006 年と 2008 年に DR-CAFTA 協定の実施に伴い行われた。主な改革は次のとおりである。

- 国境措置および暫定的救済措置を含む執行メカニズムの強化
- 著作権保護の拡大
 - ・ 保護期間の死後 70 年への延長
 - ・ 回避防止措置および技術保護の導入
- 特許対象および強制実施権の条件の明確化
- 檢察庁 (Ministerio Público) に知的財産権専門の訴追機関（経済・税務・関税・知的財産犯罪部 (Fiscalía de Delitos Económicos, Tributarios, Aduaneros y Propiedad Intelectual) を設置し、税関の執行能力の確立

また、コスタリカは知的財産権にかかる手続きを大幅にデジタル化しており、特許および商標登録の電子出願、オンライン公報、オンラインデータベースへのアクセスを可能にしている。

また、2024 年 12 月 13 日、広範な技術協力と 1 年以上にわたる協議の集大成として、コスタリカは米州で初めてとなる欧州特許庁 (EPO) との有効化協定「コスタリカ共和国政府と欧州特許庁 (EPO) 間の欧州特許の有効化に関する協定 (Agreement on Validation of European Patents between the Government of the Republic of Costa Rica and the European Patent Organisation)」に調印した。本稿執筆時点では、まだ発効しておらず、その実施方法は最終調整中であるため、協定発効後に詳細が開示される予定である。この協定が発効すれば、発明者等は EPO の欧州特許の付与プロセスを利用し、コスタリカで特許申請手続きを経ることなく、有効性を申請することで保護を受けることができるところとなる。

なお、コスタリカにおける知的財産権の法的枠組みを変更する可能性のある議論は行われていないのが現状である。

3. 産業財産権制度（特許、意匠、商標）

3.1 特許

特許は、特許、意匠および実用新案に関する法律（第 6867 号）、その規則（第 15222 号）、知的財産権の執行手続きに関する法律（第 8039 号）、および関連する国際条約に規定される。国際条約は前述のとおり。

出願は、国家登記所の産業財産権登録局に対して行う。

3.1.1 特許の定義

人間の知性によって創造され、産業において応用可能な発明のうち、本法に定める特許要件、すなわち、新規性、進歩性、産業上の利用可能性、を満たすあらゆる発明を保護するものを「特許」という（法第 6867 号第 1 条第 1 項、第 2 条第 1 項）。特許は、化合物、機械、装置などの製品特許のほか、製造プロセスや既存の製品またはプロセスの改良などのプロセス特許または方法特許も含

まれる（法第 6867 号第 1 条第 1 項、規則第 15222 号第 3 条）。

特許権は発明者に帰属し、当該発明のコスタリカにおける最初の出願人が発明者と推定される。複数の者が共同で発明をした場合、別段の合意がない限り、特許権はそれらの者に共同に帰属することとなる（法第 6867 号第 3 条）。

なお、次に該当するものは、発明とはみなされない（法第 6867 号第 1 条第 2 項）。

- ・ 発見、科学理論、数学的手法、およびコンピュータプログラムであって、単独で考えられるもの。
- ・ 純粋に美的創作、文学的および芸術的作品。
- ・ 経済的計画、原理、または広告もしくは事業の方法、ならびに純粋に精神的、知的または賭博的な活動に関連するもの。
- ・ 既知の発明の並置、または既知の製品の混合、形状、用途、寸法もしくは材料の改変。ただし、それらが単独で機能できないような組み合わせもしくは融合、またはそれらの特性もしくは機能が当業者にとって自明でない産業上の成果を得るために改変される場合を除く。

また、次に該当するものは、特許の対象から除外される（法第 6867 号第 1 条第 4 項）。

- ・ 公の秩序、道徳、人または動物の健康および生命を保護するため、または植物を保全するため、もしくは環境への重大な損害を防止するため、その商業的利用が客観的かつ必然的に防止されなければならない発明。
- ・ 人または動物の診断、治療、および外科手術の方法。
- ・ 植物および動物（ただし、自然界に存在する微生物を除く）。
- ・ 植物または動物の生産のための本質的に生物学的なプロセス（非生物学的プロセスまたは微生物学的プロセスを除く）。

従って、植物品種は法第 6867 号の対象とはならず、特別法によって保護されることとなる。

3.1.2 特許付与の要件

特許は、法や規則に定める要件および条件が満たされている場合に、付与される。

特許要件、すなわち、新規性、進歩性、産業上の利用可能性は次の基準に従う（法第 6867 号第 2 条第 1 項、第 7 項）。

新規性：発明が先行技術に存在しない場合をいい、先行技術とは、コスタリカにおける特許出願の出願日前、または該当する場合は優先日前に、世界中のどこでも、いかなる手段によってでも、公衆に開示または利用可能にされていたすべてのものを含む。先行技術には、産業財産権登録局に係属中の他の特許出願の内容も含まれる。その出願日または優先日が、当該出願の出願日または優先日前である場合で、当該内容が先の出願の公開時に含まれている場合に限られる（法第 6867 号第 2 条第 3 項）。

【グレースピリオド】

先行技術には、コスタリカにおける特許出願日または優先日前 1 年以内に、発明者もしくはその権利承継人による行為、またはいずれか一方に対する契約違反もしくは不法行為に直接的または間接的に起因するものにより開示された内容は含まれない（法第 6867 号第 2 条第 3 項第 2 パラグラフただし書き）。

進歩性：発明が、関連分野における平均的な技能を有する者にとって、自明でもなく、かつ、関連する先行技術から明確に導き出されない場合をいう（法第 6867 号第 2 条第 5 項）。

発明が十分な進歩性を有するかどうかを判断するために、各請求項は、全体として考慮された先行技術と比較されなければならず、そのため、請求項は、先行技術に存在する個々の要素だけでなく、関連する技術分野にお

ける通常の知識を有する者にとって自明または明白である要素の組み合わせまたは並置とも比較されなければならない（規則第 15222 号第 4 条）。

産業上の利用可能性：発明が、具体的、実質的かつ信頼できる有用性を有する場合をいう（法第 6867 号第 2 条第 6 項）。

3.1.3 特許保護期間

特許は特許出願日から 20 年間保護され、その期間は更新できない（法第 6867 号第 17 条第 1 項）。

万一、特許の付与が出願日から 5 年超遅延した場合、または特許の実体審査の請求日から 3 年超遅延した場合、いずれか遅い方について、特許権者は特許存続期間中、産業財産権登録局に対し補償を請求する権利を有する。当該請求は、特許の付与後 3 か月以内に書面で行われなければならない。この請求が受理された後、これらの期間を超過する日ごとに、特許存続期間が 1 日単位で繰り延べられる。ただし、出願人の行為に起因する期間は、遅延の算定に含まれない（法第 6867 号第 17 条第 2 項、第 3 項）。

さらに、医薬品に係る特許については、これが既に有効である場合において、当該医薬品の国内における最初の商業化のための衛生登録の承認が保健省（Ministerio de Salud）によって付与されるまでに、その衛生登録申請日から 3 年を超えるときは、特許権者は、特許期間の有効期間中、産業財産権登録局に対し補償を請求する権利を有する。この請求は、当該衛生登録の承認後 3 か月以内に書面により行われなければならない。この請求が受理されると、特許の残存期間が 12 年を超えない限り、その期間を超過する日ごとに、特許期間が 1 日単位で繰り延べられる（法第 6867 号第 17 条第 4 項、第 5 項）。

ただし、これらの補償期間は合計 18 か月を超えない範囲となる（法第 6867 号第 17 条第 3 項、第 5 項）。

3.1.4 特許の出願/付与手続

特許の出願、付与手続きは次のように進められる。



3.1.4.1 出願

特許出願は、明細書、特許請求の範囲、発明に関し必要となる図面、およびこれらの書類の要約、出願手数料の納付書を添えて、産業財産権局に提出し、これを行う（法第 6867 号第 6 条第 1 項）。

なお、出願は、一つの発明のみ、または関連する発明群のみを対象とし、それらが单一の一般的な発明概念を形成するものでなければならない（法第 6867 号第 7 条）。

出願は、窓口に願書を提出する方法の他、国立登記所のウェブサイトよりオンラインで行うことができるが、事前登録とコスタリカ中央銀行（Banco Central de Costa Rica）が発行する電子署名が必要となる。

a) 願書

願書は様式 RPI-10 を用い、次の情報を記載する。なお、願書はスペイン語であり、記載もスペイン語で行うこととなる（法第 6867 号第 6 条、規則第 15222 号第 5 条）。

1. 発明の名称

要件：

- a) 簡潔で、発明の本質または主題を直接示すこと。
- b) 請求項に記載された発明が方法、製品、または両方のカテゴリーに関連するかを明記すること。
- c) 固有名詞、愛称、商標、または発明の本質を具体的に示さないその他の名称を含まないこと。

2. 出願人（発明者または権利者）の氏名、ID 番号、国籍、婚姻状況（Estado de Civil）、住所。出願人が法人である場合は、その設立または登記地および会社住所。さらにコスタリカで設立された法人である場合は、これらその他、法人登録番号（número de cédula de persona jurídica）も記載する。

3. 該当する場合は、代理人の氏名、ID 番号、住所。

4. 発明者の氏名、国籍、住所（出願人と異なる場合）。複数いる場合は、その全員を記載する。

5. 分割出願の場合は、主出願の出願番号。

6. 主張する優先権がある場合、基礎出願の国名またはその国・地域の官庁の名称、出願日、出願番号。

7. 技術分野。

8. 該当する場合は、国内移行に関する情報。

9. 必要と思われる追加情報やデジタル媒体の概説。

10. 当該出願に関する通知を受け取る場所または手段（ファックスまたは電子メールアドレス）。

なお、出願人が発明者でない場合は、出願人が発明者から特許を受ける権利を取得したことを記載した宣言書を含め、対応する裏付け書類を添付しなければならない。

b) 明細書（Descripción）

発明の明細書には、発明の名称を記載し、次の情報が含まれなければならない（規則第 15222 号第 7 条）。

1. 発明が関連する、または適用される技術分野。

2. 出願人が把握する、発明の理解、探索、および審査に有用と考えられる先行技術、および当該技術が記載等されている先行文献および刊行物の特定。

3. 技術的課題および発明が提供する解決策を理解できるような発明の説明、および先行技術に対する利点の説明。

4. 該当する場合は、図面についての簡潔な説明。

5. 出願人が想定する発明の実施または実現するための最良の方法について、必要に応じて実施例を用いた、図面を参照しながらの説明。

6. 発明の説明または性質から明らかでない場合は、明示的な産業上の利用可能性、ならびに製造および使用方法。

7. 当該出願が世界保健機関（WHO）が定めた一般名、国際標目、または医薬品一般名のいかに適切なものに基づいて出願されたか、または当該発明が他国で知られているかが判明している場合は、その旨。

なお、明細書は、上述に示した順序で作成しなければならない。ただし、発明の性質上、異なる方法または順序によって理解が容易になる場合、またはより簡潔な表現が可能になる場合はこの限りではない。

c) 図面（dibujos）

願書に添付する図面は、以下の要件を満たす必要がある（規則第 15222 号第 5 条第 8 項）。

- 理解に必要な詳細事項を記載し、スキャン、コピー、印刷によって再現できる十分な品質、鮮明度、およびサイズであること。
- 番号を付し、15cm×15cm以内のサイズであること。説明に対応する参照記号を除き、文字は含まないこと。
- 保護対象となる物品または製品を、影のない中立的な背景で撮影した写真で構成することができる。ただし、当該写真は、上述1.および2.に示された要件を満たすこと。

d) 請求項 (reivindicaciones)

保護の範囲は、最初の請求項の文言によって定められる。他の請求項は最初の請求項に従属し、発明の特定の実施形態に言及することができる。明細書および図面は請求項の解釈に用いることができるが、請求項は明確かつ簡潔でなければならず、明細書によって十分に裏付けられなければならない（法第6867号第6条）。

そのほか、請求項の条件は次のとおり（規則第15222号第8条）。

- 請求項が複数ある場合、各請求項には通し番号を付すこと。
- 請求項に従って保護される主題の定義が、発明の技術的特徴に基づいていること。
請求項には、明細書において明確に定義されている場合を除き、例示を含めたり、相対的または不正確な用語を使用したりしないこと。
- 発明の性質上異なる文言が望ましい場合を除き、請求項には以下のものを含めること。
 - 発明の定義に必要な技術的特徴を示す前文。当該技術的特徴は、全体として技術水準の一部を構成する。
 - 「～によって特徴付けられる (caracterizada en/ caracterizada por)」、「～の改良となる (donde la mejora comprende)」、またはその他類似の表現を前に付け、上述の規定とともに保護しようとする技術的特徴を簡潔に記載する特徴部分。

- 絶対に必要な場合を除き、請求項は、発明の技術的特徴に関して、明細書または図面への参考に基づかないこと。

特に、「明細書の…部分に記載されているように (según se describe en la parte... de la descripción)」や「図面の…図に示されているように (según la ilustración de la figura... de los dibujos)」といった表現を用いないこと。

- 出願書類に図面が含まれる場合は、請求項に記載された技術的特徴の後に、図面に示されている当該特徴への参照番号を付することができる。当該参照番号は括弧内に記載すること。

なお、先行請求項を含むか、または先行請求項を参照する請求項は、従属請求項 (reivindicaciones dependientes) とみなされる。従属請求項は、可能な限り基礎となる請求項の後にグループ化されなければならない（規則第15222号第9条）。

e) 要約書 (resumen)

要約書には、明細書、請求項および図面の記載内容の要旨が含まれ、また、該当する場合には、発明を最もよく特徴付ける式も含むものとする。要約書は、技術的課題、発明によって提供される解決策の本質、ならびに発明の主な用途についての理解を提供するものでなければならない。なお、要約書は技術情報のみを目的としており、保護範囲の解釈に用いるものではない（法第6867号第6条第6項、第7項）。

要約書は、各書類に含まれる技術情報の検索ツールとして効果的に機能するように作成されなければならない、発明の新規性が認められる技術水準に寄与する内容に実質的に限定されなければならない。そのほか、次の要件を満たすものとする（規則第15222号第10条）。

- 要約書には、次の事項を含める。

- 明細書、請求項および図面に記されている事項の要約（発明が属する技術分野を明示し、技術的課題、発明によるその課題解決の本質、ならびに発明の主な用途を明確に理解できるように作成すること）。

- ・該当する場合、発明を最もよく特徴付ける化学式または図面。
- 2. 要約書には、明細書から抜粋した次の情報を含める。
 - 化学製品または化合物の場合：その識別情報、製造方法、および用途。
 - 化学プロセスの場合：その段階または工程、反応の種類、ならびに必要な試薬および条件。
 - 機械、装置、またはシステムの場合：その構成および操作。
 - 製品または物品の場合：その製造方法。
 - 混合物の場合：その成分。
- 3. 要約書に図面が含まれる場合、要約書に記載された各技術的特性の後に、図面に示された特性を示す参考番号を括弧に入れて付記すること。

f) 優先権

出願人が他国における先行出願によって付与された優先権を主張しようとする場合は、当該基礎出願の出願日から 12 か月以内に出願しなければならず、また、優先権を主張した出願の場合、当該優先権を主張する宣言書を願書に附さなければならない（法第 6867 号第 6 条第 2 項、規則第 15222 号第 12 条第 1 項）。

宣言書（declaración）には次の情報を含むものとする（規則第 15222 号第 12 条第 2 項）。

1. 基礎出願の出願日。
2. 基礎出願の出願番号（不明の場合は除く）。
3. 基礎出願の出願に付与された国際特許分類記号（付与前の場合は除く）。
4. 基礎出願が出願された国の名称。
5. 基礎出願が広域出願または国際出願である場合は、その出願が出願された官庁の名称。

当該宣言の提出時に基礎出願の出願番号が不明な場合は、当該宣言書の提出後 3 か月以内にその旨を通知しなければならない。また、基礎出願に国際特許分類の記号が付与されていない場合には、宣言書においてその旨を記載しなければならない。出願人は、特許が付与される前であればいつでも、当該宣言書の内容を修正することができる（規則第 15222 号第 12 条第 3 項～第 5 項）。

g) 委任状

代理人を選任する場合には、委任状の原本または認証謄本（Copia Certificada）を提出する必要がある。原本が産業財産権登録局に既に提出されている場合は、願書に原本の所在を明記することを条件に、原本の簡易コピー（Copia Simple）を提出することができる（規則第 15222 号第 6 条第 3 項）。

なお、出願人がコスタリカ国外に住所や拠点を有する場合は、コスタリカ国内に住所を有する弁護士に委任状を以って代理させなければならない（法第 6867 号第 34 条）。

委任状は、コスタリカ国内で作成される場合は、委任者本人の認証となるが、コスタリカ国外で作成される場合は、その作成される国の方によって正式なものとされ、認証されなければならない（法第 6867 号第 34 条の 2）。すなわち、公正証書の形での作成が求められる。

h) 出願料

出願料は 500 米ドルである。支払日に利用する金融機関が定めるレートにて、当該額相当のコロナに換算した額で納付することができる（法第 6867 号第 33 条）。

なお、出願が、個人発明者、要件を満たす零細企業もしくは中小企業、公立高等教育機関、または公共部門の科学技術研究機関によって提出される場合、当該出願人は、定められた手数料率の 30% の額のみ負担することができる。この場合は、願書に手数料納付書の他、次の書類を添付しなければならない（法第 6867 号第 33 条、規則第 15222 号第 46 条）。

1. 条件に該当することを宣言する宣誓供述書（認証を受けた私文書または公正証書）
2. 自然人の場合は身分証明書の写し、法人の場合は法人登録証（cédula jurídica）の写し

PCT 出願

PCT 出願にもとづき特許出願のコスタリカへの国内移行を行う場合、優先権主張期間である PCT 出願による優先日から 31 か月内に行う必要がある。出願には、出願人、発明者、発明の名称、優先日、PCT 出願日に関する情報のみを記載でき、その他の資料は、コスタリカでの出願日から 2 か月以内（延長不可）に提出できる。

国内移行により必要となる情報は次のとおり。

1. 出願人および発明者の氏名および住所。
2. 委任状（公正証書/ソフトコピーを利用）。
3. 優先権の譲渡または宣誓供述書（ただし、出願が PCT4.17 に準拠し、譲渡書類または宣誓供述書が世界知的所有権機関（WIPO）のデータベース「PATENTSCOPE」⁹からダウンロード可能な場合は除く）。
4. 国際審査報告書の写し（スペイン語でない場合は、スペイン語への公認翻訳¹⁰を添付すること）。
5. 国際調査報告書の写し（スペイン語でない場合は、スペイン語への公認翻訳を添付すること）。
6. 発明の詳細な説明（請求項、図面、要約書を含む）。
7. 国際公開の表紙（スペイン語でない場合は、スペイン語公認翻訳を添付すること）。
8. 発明が基礎出願国で既に特許付与されている場合は、登録証の認証謄本（特許請求項と有効期限を含めること）。

3.1.4.2 方式審査

特許出願が、i) 出願人および代理人（該当する場合）の氏名および住所、ii) 手数料全額の納付証、iii) 発明の明細書および請求項を記した書面を含む場合にのみ、その出願を受理する。出願が受理されると、出願日、出願番号、出願書類のページ数、添付書類の数およびその内容が記録される。発明や特許の要件を満たさない、明らかに根拠のない出願の場合、理由を付した決議により、当該出願を全面的に拒絶し、納付された出願手数料の 50%が返金される（規則第 15222 号第 15 条）。

出願を受け付けると、産業財産権登録局は、出願が規定の要件を満たしているかどうかを審査する。記載漏れまたは不備が認められた場合、出願人は、15 営業日以内に必要な訂正を行うことができるよう通知される。出願人が当該期間内に訂正を行わない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。なお、この場合、出願審査料は返金されない（法第 6867 号第 9 条、規則第 15222 号第 16 条）。

3.1.4.3 出願公開

方式審査を経て、すべての要件が満たされている場合、出願から 18 か月以内にこれが公開される。産業財産権登録局は、すべての要件が満たされていることを確認した後、出願人に通知し、その翌月中の出願公開手数料の納付を求める。この期間内に公開手数料の納付が確認されない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。出願は、官報に 3 日間連続して掲載され、かつ、全国的に流通するマスメディアに少なくとも 1 回掲載される。公告は、登録局が作成し、次の事項が記載される（法第 6867 号第 10 条第 1 項～第 3 項、規則第 15222 号第 17 条第 1 項、第 2 項）。

- ・ 出願人の氏名、住所。

⁹ <https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf> （世界知的所有権機関 最終アクセス 2025 年 10 月 8 日）

¹⁰ 外務省（Ministerio de Relaciones Exteriores y Culto）に登録された翻訳者による翻訳

- ・ 代理人がいる場合は、その氏名および住所。
- ・ 発明者の氏名および住所。
- ・ 国内出願番号。
- ・ 国内出願の出願日。
- ・ 発明に対応する国際特許分類の記号（表示されている場合）。
- ・ 発明の名称。
- ・ 発明の概要（発明の主題およびその有用性を明確に示す要約）。
- ・ 優先権を主張した国内出願の場合、国際出願の国名、番号および出願日、該当する場合は、国際公開の日付および番号。

最初の公開日から、特許出願書類は情報提供の目的で公衆に公開されるが、それ以前は、出願人の書面による同意がある場合を除き、出願公開前に出願書類を閲覧することはできない。また、出願人は、公開命令が出される前であれば、出願人は出願日から 12 か月を超えない範囲で公開の延期を要請することができる（法第 6867 号第 10 条第 4 項、規則第 15222 号第 17 条第 5 項）。

従って、コスタリカでは公開の延期を要請することはできるが、公開を早める（早期公開）要請については、制度が設けられていない。

3.1.4.4 異議申立

出願に対し特許の付与を拒絶すべきと考える者は、出願の 3 度目の官報掲載の日から 3 か月以内に異議申立てをすることができる。異議申立ては、適切な根拠に基づき、関連する証拠またはその提示、および異議申立て手数料（25 米ドル）の納付証明を添付しなければならない。証拠の提出は、異議申立ての提出後 2 か月以内に行うこともできる。なお、証拠等がスペイン語以外の言語で記されている場合、PCT 出願に用いられたものを除き、スペイン語翻訳を添付しなければならない。これらが遵守されない場合は、異議申立ては無効となる（法第 6967 号第 12 条、第 33 条、規則第 15222 号第 18 条）。

異議申立てがあった場合、産業財産権登録局は出願人に通知し、その翌月までに答弁書を提出するよう勧告する。この期間が経過した後、実体審査が行われる。また、異議申立てがなされないまま期限が経過した場合、実体審査が行われる（法第 6967 号第 12 条）。なお、当該異議は実体審査において検討される。

3.1.4.5 実体審査

出願の実体審査は、出願から 3 年以内に開始されることとなる。出願人からの審査請求は必要な。産業財産権登録局は出願人に審査料の支払いを通知する。出願人は、当該通知を受領後 1 か月以内にこれを支払わなければならない。審査料の支払いがない場合は、その出願は放棄されたものとみなされる。審査料は 525 米ドルである。現地法律事務所によれば、出願からおおよそ 2 年後に、当該通知がなされ、出願された特許の内容にも拠るが、その 1 年後に実体審査が開始されることが多いとのことであった。

実体審査では、発明の単一性、明確性および十分性に関する分析が行われ、第二段階として新規性、進歩性および産業上の利用可能性について分析される。審査においては、「中央アメリカ地峡およびドミニカ共和国における産業財産権庁の組織および特許出願審査のためのマニュアル（Manual de Organización y Examen de Solicituds de Patentes de Invención de las Oficinas de Propiedad Industrial del Istmo Centroamericano y la República Dominicana¹¹）」が用いられる

¹¹ https://www.wipo.int/documents/d/scp/docs-en-meetings-session-22-comments-received-nicaragua_es2.pdf (世界知的所有権機関 最終アクセス 2025 年 10 月 8 日)

(法第 6867 号第 13 条第 1 項、第 15 条、規則第 15222 号第 19 条第 4 項、第 7 項)。

産業財産権登録局は、特許の実体審査を行うために専門職員を雇用することもでき、また、国内外の公的機関、高等教育機関、科学技術機関または専門機関、またはこれらがない場合は当該分野の独立した専門家に意見を求めることができる。いかなる場合においても、実体審査を担う審査官は独立性、誠実性、利益相反のないこと、審査対象情報の守秘義務を負う(法第 6867 号第 13 条第 2 項)。

審査官による技術報告書は、出願の審査を関係機関に提出した日から起算して 2 年(延長不可)以内に作成されなければならない(法第 6867 号第 13 条第 6 項)。しかしながら、産業財産権登録局には、あらゆる特許分野に対応できるだけの十分な審査官がいるとは限らず、対応できる専門職員を探す場合にも時間がかかることもあるため、より時間がかかる場合も考えられる。実体審査は、出願の審査を関係機関に提出した日から起算して 30 か月以内に完了されなければならない(法第 6867 号第 13 条第 6 項)。

出願人は、実体審査の手数料の支払証明を提出するまで、いつでも請求項を修正することができる。手数料の納付が確認された後に請求項を修正する必要がある場合は、その要求の正当性を示し、かつ、出願が審査官に割り当てられる前に修正しなければならない(規則第 15222 号第 19 条第 3 項)。

実体審査は 2 段階に分けられており、第 1 段階では発明の単一性、明確性、および十分性について審査される。それらの特許の要件が満たされていないことが判明した場合、産業財産権登録局は出願人にこれを通知する。出願人は通知から 1 か月以内に意見を提出し、適切な場合には提出した書類を訂正もしくは補足し、または出願を修正もしくは分割することができる。ただし、このような訂正等において、当初の発明を拡張することはできない。また、出願が分割される場合、各出願は独立した出願として整理される。この場合、出願人は、必要書類の複製や補正書類、ならびにそれぞれの出願手数料の納付証明書を提出しなければならない(法第 6867 号第 13 条第 3 項、規則第 15222 号第 19 条第 4 項)。

また、この特許要件を満たさない旨の通知を受け取った出願人は、回答を円滑に進めるために、その通知の日から 15 営業日以内に、審査官もしくは登録局職員との面談の設定を要請できる。当該面談は任意であり、職員が適切と判断した場合は、速やかに調整されることとなる(規則第 15222 号第 19 条第 4 項)。

また、出願の実体審査において、審査中の出願の請求項の新規性を全部または一部無効とする可能性のある主題が記載されまたは主張されている、より早い日付の他の特許出願が係属中であることが判明した場合、産業財産権登録局は、先の出願が解決されるまで、当該出願の審査を一時停止する。先の出願に基づいて付与された特許の明細書または請求項に含まれる主題は、その後の出願の新規性の判断において、先行技術の一部とみなされる(規則第 15222 号第 19 条第 2 項)。

第 2 段階として、審査官は新規性、進歩性、および産業上の利用可能性の要件を満たすか審査する。技術報告書が完成し、これに出願の拒絶や部分的な許可が含まれる場合、これが出願人に通知され、出願人は、1 か月以内にこれに応答しなければならない。なお、回答を円滑に進める目的として、審査官や職員とのヒアリングを要請できる。これは、技術報告書の送付通知後 15 営業日以内に開催されることとなる。当該ヒアリングは任意である。この場合には、ヒアリングが行われた後、審査官は最終見解を出し、産業財産権登録局は、当該出願にかかる技術報告書およびその他の文書に基づき、適切な裏付けを以って決定を行うこととなる(規則第 15222 号第 19 条第 7 項、第 8 項)。

出願人が当該期間内に登録局の要求を遵守しない場合、または出願人の回答にもかかわらず特許要件が満たされていないと登録局が認定する場合は、特許の付与は拒否される。登録局は、拒否の理由を記載し、出願人に通知するものとする。また、特許の付与を出願人が提出した請求項の一部に限定することができ、この場合、法的要件を満たさない請求項については、特許は拒絶される。当該拒絶された請求項については、その理由が付される(法第 6867 号第 13 条第 4 項、第 15 条)。

なお、提出された異議申立については、実体審査の査定の中で対処される(法第 6867 号第 13 条

第 5 項)。

コスタリカには、実体審査の迅速化手続きは存在しない。

3.1.4.6 特許の付与および公開

特許要件を満たすと判断される場合は、特許査定となる。この場合、産業財産権登録局は特許を登録し、出願人に特許証および特許の写しを交付し、決定の要旨を官報に公告する。登録料は 500 米ドル、以後、特許権維持のための年金は年額 500 米ドルである。年金の支払いは、コスタリカにおける出願日、または優先日や国際出願日に遡及する。年金は 2 年以上の期間について前払いすることも可能である。また、年金の納付は、納付された特許に対応する登録簿の記載事項に、納付額、納付が該当する年度、および受領日が記録される。(法第 6867 号第 15 条第 1 項、第 4 項、第 33 条、第 33 条の 2)。

特許査定とならなかった場合は、その結果は公開されず、また参考文献も公開されない。

なお、特許の付与には、特許の付与から 3 年、または特許出願から 4 年のいずれか長い方の期間内に、コスタリカ国内の市場が便宜よくかつ合理的に供給できるよう、特許を恒久的かつ安定的に利用する義務が伴う。利用は 1 年を超えて中断することはできない。この場合の利用状態は、現地生産、製品の合法的な輸入などが挙げられる。この期間の満了後 1 年以内に、第三者は、その利用の欠如を理由として強制実施権の付与を請求することができる。強制実施権の付与が特許の不使用を是正するのに不十分な場合、当該特許は無効と宣言される。なお、最初の強制実施権の付与の日から 2 年の期間が満了する前に、特許の満了または取消しを求める訴訟を提起することはできない(法第 6867 号第 18 条)。

3.2 意匠

意匠は、特許、意匠および実用新案に関する法律(第 6867 号)、その規則(第 15222 号)、知的財産権の執行手続きに関する法律(第 8039 号)、および関連する国際条約に規定される。国際条約は前述のとおり。

出願は、国家登記所の産業財産権登録局に対して行う。

3.2.1 意匠の定義

意匠とは線または色彩のあらゆる組み合わせをいい、立体においては線または色彩の有無を問わず、あらゆる形状をいう。ただし、当該組み合わせまたは形状が工業製品または手工芸品に特別な外観を与え、かつ、その製造のための型として用いることができる場合に限る。意匠権の権利者は、第三者が商業目的で、その権利者の同意なしに、保護された意匠の複製または実質的に複製であるデザインを表示または組み込んだ製品を製造、販売、または輸入することを防止する権利を有する(法第 6867 号第 25 条)。

なお、コスタリカにおいては、部分意匠は明示的に規定されていない。

3.2.2 意匠権登録の要件

前述のとおり、意匠は、線や色彩の組み合わせまたは形状が工業製品または手工芸品に特別な外観を与え、かつ、その製造のための型として用いることができる場合をいい、新規かつ独創的であり他を模していない場合にこれが登録される。ただし、公序良俗に反する意匠の登録は認められない(法第 6867 号第 25 条第 1 項、第 26 条)。

新規性、独創性および独立性の要件は次のとおり。

新規性：出願日前、または該当する場合の優先権主張の基礎となる出願の出願日前までに、いかなる手段によっても世界のどこにも公開されていない場合に認められる（規則第 15222 号第 40 条の 2 第 1 項）。

従って、グレースピリオドは認められていない。

独創性：意匠の外観が創作者の独自の創作的努力に由来し、既存のひな形または図面の色彩または形状の新たな変更を伴わない場合に限り、認められる（規則第 15222 号第 40 条の 2 第 2 項）。

独立性：他人が作成した意匠の複製またはこれに由来するものでない限り、独立したものとみなされる（規則第 15222 号第 40 条の 2 第 3 項）。

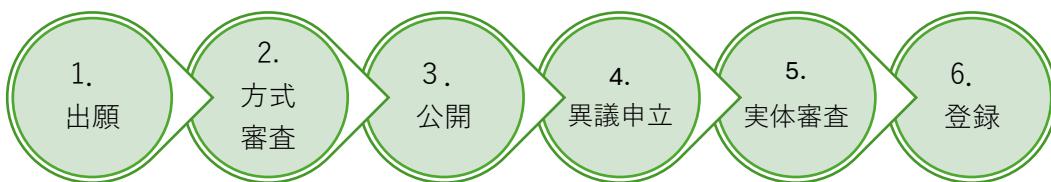
意匠権はその創作者（複数人で創作された場合はそのすべて）に帰属する（法第 6867 号第 27 条）。

3.2.3 意匠の保護期間

意匠の保護期間は登録から 10 年間であり、延長や更新はできない（法第 6867 号第 30 条、規則第 15222 号第 44 条第 2 項）。

3.2.4 意匠の出願/登録手続

意匠の出願、登録手続は次のように進められる。



3.2.4.1 出願

意匠の登録出願は、産業財産権登録局に提出する。当該意匠が適用される製品の種類またはジャンル、ならびに国際意匠分類に基づく当該製品の属する区分を記載しなければならない。また、出願には、意匠の図式的表現または写真 5 点、その概要説明、可能な場合には、それらを組み込んだ物品の写し、および手数料の納付証明書を添付しなければならない（法第 6867 号第 28 条）。

a) 願書

願書の様式は RPI-10 を用い、以下の事項を記載しなければならない（規則第 15222 号第 36 条）。

1. 出願人の氏名、住所および郵便宛先。
2. 代理人の氏名および住所（該当する場合）。
3. 意匠の創作者の氏名および住所（出願人が創作者でない場合）。
4. 意匠登録の旨の請願書。
5. 意匠が用いられる物品または製品の種類の正確な表示。
6. 当該物品または製品が属する分類の区分。

b) 図解

出願する意匠の分類区分が一つの場合は、その図解 5 点、区分が追加されるごとに、図解 1 点を

追加しなければならない。出願意匠が、物品のセットまたは集合体の異なる構成部品または要素を含む場合、各構成部品または要素について、同様に分類区分が一つの場合は、図解を 5 点、区分が追加されるごとに図解を 1 点追加しなければならない（規則第 15222 号第 36 条第 2 項、第 38 条第 5 項）。

その他の図解の要件は次のとおり。

- ・ 意匠の細部の全てを識別でき、かつ、複写および印刷により複製することができるのに十分な品質、明瞭性および寸法を備えていなければならない（規則第 15222 号第 38 条第 1 項）。
- ・ 15 センチメートル×15 センチメートルを超えてはならない（規則第 15222 号第 38 条第 2 項）。
- ・ 当該意匠を組み込んだ物品または製品の工業用写真であって、影のない中性的な背景上に提示されたものとすることができます。この場合も、当該写真は上述 2 点の要件を満たさなければならない（規則第 15222 号第 38 条第 3 項）。
- ・ 同一の物品または製品を異なる角度から表現することができるものとし、同一の図解または写真に表示することも、別々の図解に表示することもできる（規則第 15222 号第 38 条第 4 項）。

c) 意匠の要約説明

これは、100 語以内でなければならない（規則第 15222 号第 36 条第 2 項 b)）。

d) 出願料

出願した意匠の 1 区分当たり、75 米ドル（規則第 15222 号第 48 条）

e) 委任状

代理人の選任については、特許の規定が準用される。すなわち、その選任には委任状が必要となる（法第 6867 号第 31 条）。

委任状は原本または認証謄本（Copia Certificada）を提出する必要がある。原本が産業財産権登録局に既に提出されている場合は、願書に原本の所在を明記することを条件に、原本の簡易コピー（Copia Simple）を提出することができる。

なお、出願人がコスタリカ国外に住所や拠点を有する場合は、コスタリカ国内に住所を有する弁護士に委任状を以って代理させなければならない（法第 6867 号第 34 条）。

委任状は、コスタリカ国内で作成される場合は、委任者本人の認証となるが、コスタリカ国外で作成される場合は、その作成される国の方針によって正式なものとされ、認証されなければならない（法第 6867 号第 34 条の 2）。すなわち、公正証書の形での作成が求められる。

3.2.4.2 方式審査

産業財産権登録局は、出願が形式的な要件を満たしているかどうかを審査する（法第 6867 号第 29 条第 1 項）。

産業財産権登録局が出願書類の訂正または遗漏の是正を要求した場合、出願人は 30 営業日以内にこれに従わなければならない（規則第 15222 号第 40 条）。

3.2.4.3 出願公開および異議申立

意匠の登録出願は官報にて公告される。方式審査により要件が満たされていることが確認されると、当該意匠を含め出願の概要を官報に 3 回、大衆的な新聞に 1 回掲載し、これを公開する（法第 6867 号第 29 条第 2 項）。

公告には、次の事項が記載されなければならない（規則第 15222 号第 41 条）。

1. 出願人の氏名、住所。

2. 代理人の氏名および住所（該当する場合）。
3. 意匠の創作者の氏名および住所。
4. 出願番号。
5. 出願日。
6. 意匠が適用される物品または製品の名称。
7. 当該物品または製品が属する分類区分。
8. 意匠の複製。

意匠の登録出願に対する異議申立は、出願の 3 度目の官報掲載の日から 3 か月以内に異議申立をすることができる（規則第 15222 号第 18 条、第 42 条）。異議申立は、適切な根拠に基づき、関連する証拠またはその提示、および異議申立手数料（30 米ドル）の納付証明を添付しなければならない。証拠の提出は、異議申立の提出後 2 か月以内に行うこともできる。なお、証拠等がスペイン語以外の言語で記されている場合、スペイン語翻訳を添付しなければならない。これらが遵守されない場合は、異議申立は無効となる（法第 6967 号第 12 条、第 31 条、規則第 15222 号第 18 条、第 42 条、第 47 条）。

異議申立があった場合、産業財産権登録局は出願人に通知し、その翌月までに答弁書を提出するよう勧告する（法第 6967 号第 12 条、第 31 条）。審理は実体審査で行われる。

3.2.4.4 実体審査

方式審査を経た出願に対して、おおよそ出願から 1 年後に実体審査が行われる。実体審査は、産業財産登録局から出願人に対して、実体審査料の請求が行われ、これが支払われた場合に実施される。実体審査料は 390 米ドルである。

実体審査では、前述の新規性、独創性、独立性が審査される（規則第 15222 号第 40 条の 2）。

3.2.4.5 登録

実体審査の結果、出願が意匠登録の要件を満たしていると認められる場合、意匠は登録され、またこれは官報に掲載される（法第 6867 号第 29 条、規則第 15222 号第 43 条）。

官報に掲載される意匠登録の概要は、次のとおり。

1. 登録番号および登録日。
2. 保護期間。
3. 意匠登録の対象となった物品または製品の名称。
4. 当該物品または製品が属する分類区分。
5. 登録意匠の権利者、創作者および代理人（該当する場合）の氏名および住所。
6. 登録意匠の複製。

また、次の事項を記載した登録証が交付される。

1. 登録機関の名称。
2. 登録番号および登録日。
3. 登録決議の番号および登録日（登録査定の写しも含められる）。
4. 名義人の氏名および住所。
5. 登録出願の番号および出願日。
6. 登録意匠の複製。

権利の維持には年金を納めなければならないが、現在、その納付は中断されている。このような状況ではあるが、登録は有効であり、その権利は 10 年間維持される。さらに、年金納付が再開された場合でも、その延滞金は請求されないこととなる。

なお、規則第 15222 号に定められる年金額は次のとおりであるが、現在、徴収されていないことから、詳細は不明である。

2年目	30米ドル
3年目	40米ドル
4年目	55米ドル
5年目	70米ドル

3.3 商標

商標は、商標およびその他の識別標章に関する法律（第 7978 号）、その規則（第 30233 号）、知的財産権の執行手続きに関する法律（第 8039 号）、および関連する国際条約に規定される。

出願は、国家登記所の産業財産権登録局に対して行う。

なお、コスタリカはマドリッド協定議定書の締約国ではないことから、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願はできない。

3.3.1 商標の定義

商標とは、ある者の商品または役務を他の人の商品または役務と区別することを可能にするあらゆる標識または標識の組合せであって、それらが適用される商品または役務を、同種または同類の商品または役務と識別できるほど十分に識別力がある、または識別力があるとみなされるものをいい、特に、人名を含む単語または単語の集合、文字、数字、比喩的要素、図形、モノグラム、肖像、ラベル、紋章、プリント画、コマ割り、枠取り、線または縞模様、色彩の組合せおよび配置、ならびに音を指す。また、商品の形状、外観もしくは包装、容器もしくは包装、または当該商品もしくは役務の販売手段あるいは場所も商標に含まれる場合がある（法律第 7978 号第 2 条、第 3 条）。

そのほか、商標の使用を商標権者から許可された者を集合させた団体を所有者とする標識または標識の組合せを団体商標といい、商標権者によって特性または品質が管理され、証明されている商品または役務に付される標識または標識の組合せを証明標章といい、国際取引、関連する産業分野一般に、またビジネス界において知られている標識または標識の組合せを周知商標という（法第 7978 号第 2 条）。

3.3.2 商標権登録の要件

前述のとおり、商標とは、商品または役務を識別できるあらゆる標識または標識の組合せであり、人名を含む単語または単語の集合、文字、数字、比喩的要素、図形、モノグラム、肖像、ラベル、紋章、プリント画、コマ割り、枠取り、線または縞模様、色彩の組合せおよび配置、ならびに音を指す。

ただし、以下に挙げるものは商標としての登録が認められない（法第 7978 号第 7 条、第 62 条）。

1. 適用される商品または包装の通常の形状、または対象となる商品もしくは役務の性質上必要または強制される形状。
2. 適用される商品または役務に機能的または技術的な利点を付与する形状。
3. コスタリカの現在の言語または商業慣習において、対象となる商品または役務の一般的または通常の表示である標識または表示のみ。
4. 商業上、対象となる商品または役務の特性を限定または説明するためにのみ機能する標識または表示のみ。
5. 単独で認識されうる単純な色彩。
6. 特別かつ識別力のある方法で提示されていない限り、単独で認識されうる文字または数字。
7. 適用される商品または役務に関して十分な識別力を有していないもの。
8. 道徳または公序良俗に反するもの。

9. いずれかの国または国際団体の人物、思想、宗教、または国民的象徴を侮辱し、または嘲笑する要素を含むもの。
 10. 当該商品または役務の地理的起源、性質、製造方法、品質、使用または消費への適合性、数量、またはその他の特性に関して、欺瞞または混同を生じさせるおそれがあるもの。
 11. 登録が失効し、失効後6か月の優先期間内に更新が行われていない、または商標権者の請求により取り消された商標であって、同一の商品または役務、もしくはその性質上当該商品または役務と関連のある可能性のある他の商品について商業的に使用されているものと同一または類似しており、混同を生じさせるおそれがある標章。ただし、失効または取消の日から1年から3年が経過している場合、または団体商標の場合は取消日から同期間が経過している場合はこの限りではない。ただし、登録を請求する者が、失効または取消された登録をその承継人の名義で保有していた者と同一である場合にはこれは適用されない。
 12. 法第7978号第3条第2段落に規定される商標として登録しうる地理的名称（国内外を問わない）に適合しない地理的名称。
 13. 国または国際機関の権限のある当局の許可なく、その国または国際機関の紋章、旗、その他の記章、頭字語、名称、または名称の略称の全部または一部を複製または模倣するもの。
 14. 国または公的機関が採用した公式の管理または保証の標章の全部または一部を、当該国の権限のある当局の許可なく、複製または模倣するもの。
 15. いずれかの国の領域において法定通貨である硬貨または紙幣、証券その他の商業文書、印章、切手、印影、または一般的な財政手段を複製するもの。
 16. 当該商品または役務に関してメダル、賞、賞状、その他の受賞を示唆する要素を含み、または複製するもの。ただし、登録出願人またはその承継人が実際に当該賞を授与されており、かつ、登録出願時にそのことが証明されている場合を除く。
 17. コスタリカまたは植物品種の保護に関する条約もしくは協定を締結している外国において保護されている植物品種の名称から成るもの。
 18. 第三者が既に登録、登録出願、または使用しているものと同一または類似のもの。
 19. 正当な許可なく他人の識別性の高い標章を含むもの。
 20. 商業上使用することにより、第三者の商品、役務、会社、または施設に関して混同を生じさせるおそれのあるもの。
 21. 商業上使用することにより、不正競争行為となるもの。
- また、次のように第三者の権利に影響を与える標章は、商標として登録できない（法第7978号第8条）。
1. 第三者により既に登録されている、または登録手続中の商標、地理的表示、または原産地表示と同一または類似であり、同一の商品もしくは役務、あるいは関連する他の商品もしくは役務を識別し、消費者に混同を生じさせるおそれがある場合。
 2. 標章の使用が、第三者により既に登録されている、または登録手続中の商標、地理的表示、または原産地表示と同一または類似であり、同一の商品もしくは役務、あるいは異なる商品もしくは役務を識別し、かつ、先行商標、地理的表示、または原産地表示によって識別されている商品もしくは役務と関連付けられる可能性のある商品もしくは役務であるため、混同を生じせるおそれがある場合。
 3. 当該標章が、同一の商品もしくは役務、または異なる商品もしくは役務であって、当該商標、地理的表示もしくは原産地表示によって区別されるものと関連付けられるおそれのあるものについて、当該標章の登録を受ける権利を有する第三者により以前から使用されている商標、地理的表示もしくは原産地表示と同一または類似であるため、混同を生じるおそれがある場合、または当該標章が、当該商標、地理的表示もしくは原産地表示によって識別されるものと関連付けられるおそれのあるものについて、以前から使用されている商標、地理的表示もしくは原産地表示と同一または類似であるため、混同を生じるおそれがある場合。
 4. 当該標章が、当該国内において第三者により以前から使用されている商号または標章と同一

または類似であるため、混同を生じるおそれがある場合。

5. 当該標章が、パリ条約の加盟国において、関連するセクターの一般の人々、関連するビジネス界、または国際取引において周知であり、かつ、当該標章が適用される商品または役務にかかるわらず、第三者に属する識別力のある標章の全部または一部の複製、模造、翻訳または転写を構成する場合であって、その使用が混同を生じさせるおそれ、または当該第三者と関連付けられるおそれ、もしくは標章の知名度を不当に利用されるおそれがある場合。
6. 当該標章の使用が第三者の人格権、特に登録申請者以外の者の氏名、署名、称号、偽名、変名、画像または肖像に影響を及ぼす場合（ただし、当該第三者の同意が証明される場合、または当該第三者が死亡しており、司法により相続人と宣言された者の同意がある場合は除く。なお、同意が海外で与えられた場合は、コスタリカ領事館による認証等が必要となる）。
7. 当該標章の使用が、地方、地域、または国のコミュニティの名称、イメージ、または名声に対する権利に影響を及ぼす場合（ただし、当該コミュニティの管轄当局の明示的な同意がある場合は除く）。
8. 当該標章が、以前から保護されている認証標章の全部または一部の複製または模倣を構成する場合。
9. 当該標章の使用が、第三者の著作権または産業財産権を侵害するおそれがある場合。
10. 当該標章の登録が、不正競争行為の実行または強化を目的として申請された場合。

また、周知商標については、1999年9月に工業所有権に関するパリ同盟総会およびWIPOの一般総会の共同決議第833号に定義される周知商標の所有者に対し、権利を有しない第三者による商標の知名度の不当な利用、識別力の減退、または商業的もしくは広告的価値の毀損を防止する権利を付与する。産業財産権登録局は、職権によりまたは利害関係人の請求により、周知商標の複製、模倣または翻訳を構成し、かつ、登録の有無を問わず、同一または類似の商品に使用され、混同を生じさせる恐れのある商標または商業マークの登録を拒絶し、または取り消し、使用を禁止することができる。また、登録の有無を問わず、周知商標と同一または類似の標章を、商品または役務への使用について、登録出願人による当該商標の使用が、当該商標を使用する者の商品または役務との混同または連想のおそれ、商標の威信の不当な利用、もしくは商標との関連性の暗示に該当し、かつ、当該商標の使用がその者の利益を害するおそれがある場合には、商標として登録しない（法第7978号第44条）。

当該標章が周知であるか否かを判断するにあたっては、特に以下の基準が考慮される（法第7978号第45条）。

1. 当該標章が付与された商品または役務の識別標識として、関連する分野の公衆にどの程度認識されているか。
2. ブランドの普及、広告、またはプロモーションの強度と範囲（商標の登録または登録出願の存続期間や地理的範囲を含む）。
3. ブランドの存続期間と継続的な使用状況。
4. ブランドが差別化する製品の生産とマーケティングの分析。
5. ブランドにかかる商標権の適切な行使の証明（特に、商標が他国の管轄当局によってどの程度周知であると認められているか（他国の管轄当局による知名度宣言など））。
6. ブランドに関連する価値（コスタリカにおける広告費や売上高などを含むが、これらに限定されない）。

なお、非類似の商品や役務に対する保護については、明確な規定がなく、どのような証拠が提出されるかによる。つまり、個々に判断されることになる。

なお、2019年8月7日より、利害関係者は誰でも周知商標の申立を行うことができるようになった。以前は、当該手続きは、異議申立や無効申立といった手続きを通じて行う必要があったが、現在は、このような他の行政手続きに関連付けることなく、周知商標の宣言にかかる手続きを開始することが可能となっている。

申請には、ブランドの知名度を証明する上述の基準を網羅した証拠書類を添付することが重要で

あり、証拠がコスタリカ国外の物である場合は、アポスティーユとスペイン語翻訳が付されていなければならない。

団体商標や証明標章については、商標権と同様である。

3.3.3 商標権の保護期間

商標登録は、登録日から 10 年間有効となる。10 年毎に何度でも更新することができる。更新は、期限の 1 年前から期限後 6 か月までの間で、料金を支払うことで申請できる。登録の更新は、期限後に更新した場合でも、前回の登録の満了日から効力を生じる（法第 7978 号第 20 条、第 21 条）。

なお、コスタリカにおいては、商標登録を維持する目的で、その使用の宣誓や届出は求められない。

3.3.4 商標の出願/登録手続き

商標の出願、登録手続きは次のように進められる。



3.3.4.1 出願

商標の登録出願は、産業財産権登録局に提出しなければならない。願書フォーマットは出願人が法人か自然人かなどによって複数用意されている。また、オンライン出願が可能である。

a) 願書

願書には次の事項を記載する（法第 7978 号第 9 条、規則第 30322 号第 3 条、第 16 条）。

1. 出願人の氏名および住所。
2. 出願人が法人である場合は、その設立地および本拠地。
3. 該当する場合、法定代表者の氏名。
4. 出願人が国内に本拠地または現実かつ有効な営業所を有していない場合、国内における代理人の氏名および住所。
5. 登録を申請する商標（特殊な図形、形状、または色彩を含まない文字商標の場合）。
6. 商標の複製（特殊な図形、形状、または色彩を含む文字商標、または色彩の有無を問わず図形、混合、もしくは立体商標の場合）。

立体商標の場合は、複製は、当該商標を二次元図形または写真で表したものであること。これは、単一の図または複数の異なる図から構成することができるが、明瞭かつ十分に判読可能なものでなければならない。

大きさは、8cm×8cm 以上 10cm×10cm 以下とすること。

7. 商標がスペイン語以外の言語で意味を有する文字要素から構成される場合、商標の翻訳。
8. 商標が使用されている、または使用される予定の商品または役務の名称のリスト（ニース国際商品・サービス分類に従って区別別に分類し、区分番号を明記すること）。
9. 該当する場合、第三者等の許可が必要な場合の必要書類または許可証。
10. 手数料の納付証明書。

11. 通知を受領するための正確な住所、私書箱、ファックス番号、あるいは他の電子通信手段。
12. 優先権を主張する場合、基礎出願の国・地域の名称および出願日。
13. 出願人または代理人（該当する場合）の署名。
デジタル署名を用いて提出される場合や出願人自らが提出する場合を除き、出願人の署名を弁護士が正式に認証した者でなければならない。
14. 出願した商標が、製造、商業または役務の提供を目的とする商標であるかどうかを明記すること。
15. 製造、商業または役務提供を行う施設の正確な住所を記載し、申請する商標の原産国を明記すること。

b) 委任状

代理人が出願する場合は、委任状が必要となる。なお、出願人または権利者がコスタリカ国外に住所または登記上の事業所を有する場合、出願人または権利者は、コスタリカ国内に住所を有する代理人によって代理されなければならない（法第 7978 号第 9 条、第 82 条）。

少なくとも本人の認証された委任状による委任状の作成が必要となる。委任状が海外で発行される場合、委任状は委任国の国内法に従って正式なものとすることができる、認証されなければならない（法第 7978 号第 82 条の 2）。すなわち、公正証書の形式での委任状が必要となる。

c) 優先権

優先権は、基礎出願の提出日の翌日から起算して 6 か月間存続する。出願人が先願による優先権を主張しようとする場合、優先権宣言書ならびに基礎出願の認証謄本と、それを受理した主管官庁の承認書を提出しなければならない。優先権宣言書には、以下の情報を含めるものとする（法第 7978 号第 5 条、第 9 条）。

1. 基礎出願が提出された国または地域の官庁の名称。
2. 基礎出願の提出日。
3. 基礎出願番号（付与されている場合）。

なお、これらの書類は出願日に願書とともに提出するほか、優先権宣言書は出願から 2 か月以内、基礎出願の認証謄本とそれを受理した主管官庁の承認書は出願から 3 か月以内に提出することができる（法第 7978 号第 5 条）。

d) 手数料

区分一つ当たり、50 米ドルとなり、支払日当日の金融機関が定めるレートにて換算したコロンにて相当額を支払う（法第 7978 号第 94 条）。

なお、出願一つに複数の区分を含めることができる。この場合も、区分一つ当たりの料金は同じであり、例えば、三つの区分を一つの出願に含めた場合は、手数料は 150 米ドルとなる。

3.3.4.2 審査

産業財産権登録局は、願書の受領日から 15 営業日以内に、願書が形式的に法的要件を満たすかどうかを審査する。要件のいずれかが満たされていない場合、誤り等を是正するよう出願人に通知され、出願人は通知の日から 15 営業日以内に応答しなければならない。そうでない場合、出願は放棄されたものとみなされる（法第 7978 号第 13 条）。

また同様に、出願商標が法第 7978 号第 7 条および第 8 条が規定する登録不可事項のいずれかに該当しないかどうかを審査する。出願商標がこの登録不可事項のいずれかに該当する場合、登録局は出願人に、登録を妨げる異議事項を明示しこれを通知し、当該通知から 30 営業日以内に回答を求める期間を与える。出願人が回答しないまま指定された期間が経過した場合、または回答後であっても登録局が提起された異議事項が依然として存在すると判断した場合、登録は理由を付した決議に

より拒絶される（法第 7978 号第 14 条）。

3.3.4.3 公開

前述の審査が行われた後、産業財産権登録局は、通知の日から 15 日以内に、出願人の費用負担により当該出願を官報に 3 回公告するよう命じる（法第 7978 号第 15 条）。なお、公告がない場合は、当該出願は取り下げたものとみなされる。

費用は、官報のウェブサイトで計算されるが、おおよそ 50 文字で 100 米ドルほどとなる。公告には、以下の事項を記載するものとする（法第 7978 号第 15 条、規則第 30322 号第 21 条）。

1. 出願人の氏名および住所。
2. 代理人の氏名（該当する場合）。
3. 出願日。
4. 出願番号。
5. 出願商標。
6. 商標が適用される商品または役務の一覧および対応する区分。
7. 出願商標（名称要素および図形要素を含む。）ならびに、該当する場合には、商標が色彩で出願されている旨の表示。
8. 該当する場合には、出願が団体商標または証明標章に関するものである旨の記載。

3.3.4.4 異議申立

利害関係人は、商標登録出願の最初の公告から 2 か月以内に、商標登録に対する異議申立をすることができる。異議申立には、事実および法律上の理由を記載し、関連する証拠を添付しなければならない。異議申立に証拠が添付されていない場合は、異議申立の日から 30 曆日以内に証拠を提出しなければならない。出願人は異議申立について通知を受け、通知の日から 2 か月以内に答弁書を提出することができる。この期間が経過した後は、異議申立に対する答弁がない場合であっても、産業財産権登録局は出願について決定する（法第 7978 号第 16 条、第 17 条）。

異議申立書には以下の事項が記されなければならない（規則第 30322 号第 3 条、第 22 条）。

1. 異議申立人の氏名および住所。
2. 異議申立人が法人である場合は、その設立地および本拠地。
3. 該当する場合、法定代表者の氏名、住所、役職。
4. 通知を受領するための正確な住所や私署箱、FAX 番号、またはその他の電子通信手段。
5. 異議申立人またはその弁護士の署名。
6. 異議申立の対象となる商標および出願番号の表示。
7. 異議申立の根拠となる事実関係および法的論拠ならびに証拠（および、その写し/出願人用）。
8. 異議申立が、既に登録または出願されている商標に基づく権利に基づくものである場合、当該商標の複製ならびに出願または登録の対象となっている商品または役務の表示、ならびに異議申立の対象となっている商品または役務の表示。
9. 異議申立が、当該国において登録されていない、または登録手続中の周知商標に基づく権利に基づくものである場合、当該商標の複製ならびに周知商標であることを証明する証拠。
10. 異議申立てが商号または標章に由来する権利に基づく場合、当該権利に基づく会社または施設の事業活動または商業活動を構成する活動の説明。
11. 異議申立てが著作権または意匠権に基づく場合、該当する場合には、保護対象要素の図解。
12. 異議申立てが当該商標の先使用に基づく場合、その先使用にかかる商標登録出願の写しを添付しなければならない（この写しは、異議申立ての日から 15 日以内に提出することもできる）。なお、商標の先使用に基づく異議申立ては、異議申立人が使用商標の登録を申請したことを証明し

ない限り、不受理とされる。産業財産権登録局は、異議申立の対象となっている登録出願と使用商標の登録出願に関する書類を統合し、共同で解決するものとする（法第 7978 号第 17 条）。

3.3.4.5 査定

異議申立てがあった場合、出願の主要な内容とともに、理由を付した方法により、一回の査定結果においてその全てを解決しなければならない。出願された登録の全面的拒絶が正当化されない場合、または異議申立てが限定的であり、かつ、両商標の併存が混同を生じさせるおそれがない場合には、出願に記載された商品もしくは役務の一部についてのみ登録を認めることができるか、または、特定の商品もしくは役務について明示的に限定して登録を認めることができる（法第 7978 号第 18 条）。

定められた期間内に異議申立てがない場合、商標登録の手続を進め、登録証を発行する（法第 7978 号第 18 条、第 19 条）。

商標の登録には次の情報が登録され、登録証にもこれが記載される（規則第 30322 号第 25 条、第 26 条）。

1. 商標権者の氏名、住所、国籍、および法人の場合は設立国。
2. 法定代表者の氏名（該当する場合）。
3. 商標が純粹な文字標識である場合、また、文字標識に特別な図柄、形状、もしくは色彩を付した場合、または比喩的、混合的、もしくは立体的な商標（色彩の有無を問わず）である場合は、その複製。
4. 商標によって識別される商品またはサービスの一覧（商品・サービス国際分類の区分番号を記載）。
5. 優先権を主張している場合は、基礎出願が提出された国または地域の官庁、出願日、および付与された番号。
6. 有効期間の開始日および満了日。
7. ファイルに登録された登録順位における、登録番号、日付、および登録局長または権限を与えた職員の署名。

登録商標の使用にあたっては、商品または役務に付する場合には、「Marca Registrada（登録商標）」という表示またはこれに相当する記号「R」を付さなければならない（規則第 30322 号第 27 条）。

3.3.4.6 商標登録更新

前述のとおり、商標登録は更新が可能である。更新は次の内容を記した申請書を産業財産権登録局に提出することにより行う（法第 7978 号第 21 条）。なお、更新の際に、商標の使用を証明する必要はない。

1. 権利者の氏名および住所。
2. 更新する登録番号。
3. 該当する場合、国内における代理人の氏名および住所。
ただし、委任状の証明は、更新する登録または前回の更新において指定された代理人と代理人が異なる場合にのみ必要となる。代理人が同一の場合は、委任状が提出されているファイル、商標名、および出願番号または登録番号を記載しなければならない。
4. 更新対象となる登録に含まれる商品または役務を削減または制限する場合、削減または制限を希望する商品または役務のリスト。商品または役務は、国際商品・サービス分類（ICOM）に従って区分ごとに分類し、各区分の番号を明記するものとする。
5. 手数料の納付証明書。
手数料は 50 米ドル（法第 7978 号第 94 条）。

なお、一つの登録に複数の区分が含まれる場合であっても、更新手数料は同額である。

更新申請は登録毎に行わなければならない。更新される登録の満了日の 1 年前から申請できる。また、満了日の翌日から 6 か月の猶予期間内に提出することもできるが、この場合は、更新料に加えて、割増料金を支払う必要があり、総額 75 米ドルとなる（法第 7978 号第 21 条、第 94 条）。

3.4.4.7 商標の無効と取消

商標登録は、以下の理由により無効と宣言される場合がある（法第 7978 号第 37 条）。

- ・ 識別力の欠如。
- ・ 説明的または一般的な用語であること。
- ・ 公序良俗に反し、または誤解を招く性質。
- ・ 先行登録商標または周知商標との抵触。
- ・ 悪意による出願。
- ・ 正当な権利者の代理人または代表者による無許可の出願。

無効は、商標の登録後 4 年の間に請求することができ、これ以降は時効が成立する（法第 7978 号第 37 条）。ただし、悪意による場合は無効の請求に期限はない。利害関係人は誰でも産業財産権登録局に無効の請求を申し立てることができ、立証責任は申立人にある。

また、以下の場合には、登録が取り消される場合がある。

- ・ 登録後 5 年間継続して使用されていない場合。
- ・ 商標権者が不使用の正当な理由（不可抗力、規制上の障壁など）を正当化できない場合。

商標の不使用が自らの潜在的な権利に影響を与えていると考える利害関係者は、当該商標が登録されてから 5 年経過後に、不使用による取消を請求できる。商標権者は不使用取消における立証責任を負い、不使用取り消し請求の少なくとも 3 か月前までにコスタリカにおける使用を証明する必要がある。なお、商標の不使用による登録の取消は、利害関係者からの請求のほか、産業財産家権登録局からの異議申立て、商標登録に対する第三者の異議申立て、または登録商標の侵害訴訟に対する抗弁として請求することもできる（法第 7978 号第 39 条）。

なお、使用証拠の強力な資料として、請求書、マーケティング資料、販売契約などが挙げられ、さらに、使用ライセンスによる使用も有効とみなされる。

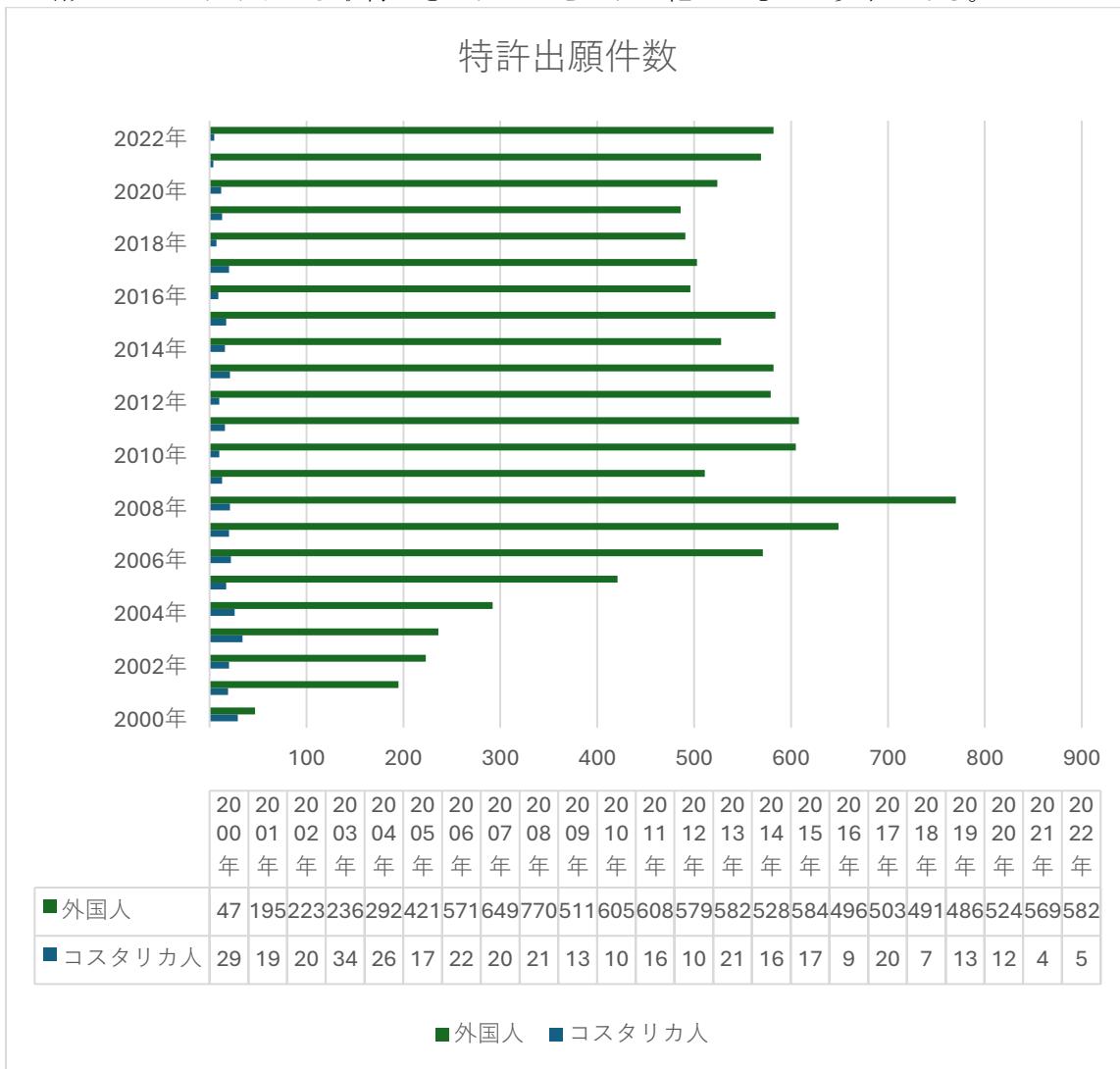
取消または無効の請求が要件に適合する場合、産業財産権登録局は申立てを受理し、商標権者が権利を主張し、必要に応じて自ら証拠を提出または提示できるよう、1 か月間の審問期間を設ける。申立人または商標権者から提出された証拠を受領または審査する必要がある場合、そのための 15 営業日の期間を設定される。取消または無効の申立てに対する回答期限の満了後、または証拠提出期間の満了後（該当する場合）1 か月以内に、産業財産権登録局は理由をもって、関連する証拠を評価し、申立てに関する最終決定を下す。申立てが認められた場合、登録履歴を含むデータベースに当該登録が記録される。第三者が登録の取消を請求した場合、当該第三者は、これを官報に公告しなければならない（規則第 30322 号第 49 条）。

3.4 統計

持続可能な人間開発の促進のための参加型研究イノベーションセンターPrograma Estado de la Nación (PEN)が提供するコスタリカの科学技術イノベーションに関するニーズに対応するポータルサイト HIPATIA (Herramienta de Información para el Análisis de los Indicadores del Desarrollo Nacional¹² (国家開発指標分析のための情報ツール)) で国家登記所より提供された 2024 年 6 月時点の情報に基づく特許と商標登録の出願件数の情報が取得できる。

¹² <https://hipatia.cr/dashboard/propiedad-industrial> （最終アクセス 2025 年 10 月 9 日）

当該ポータルサイトから取得できたデータをグラフ化したものが以下である。

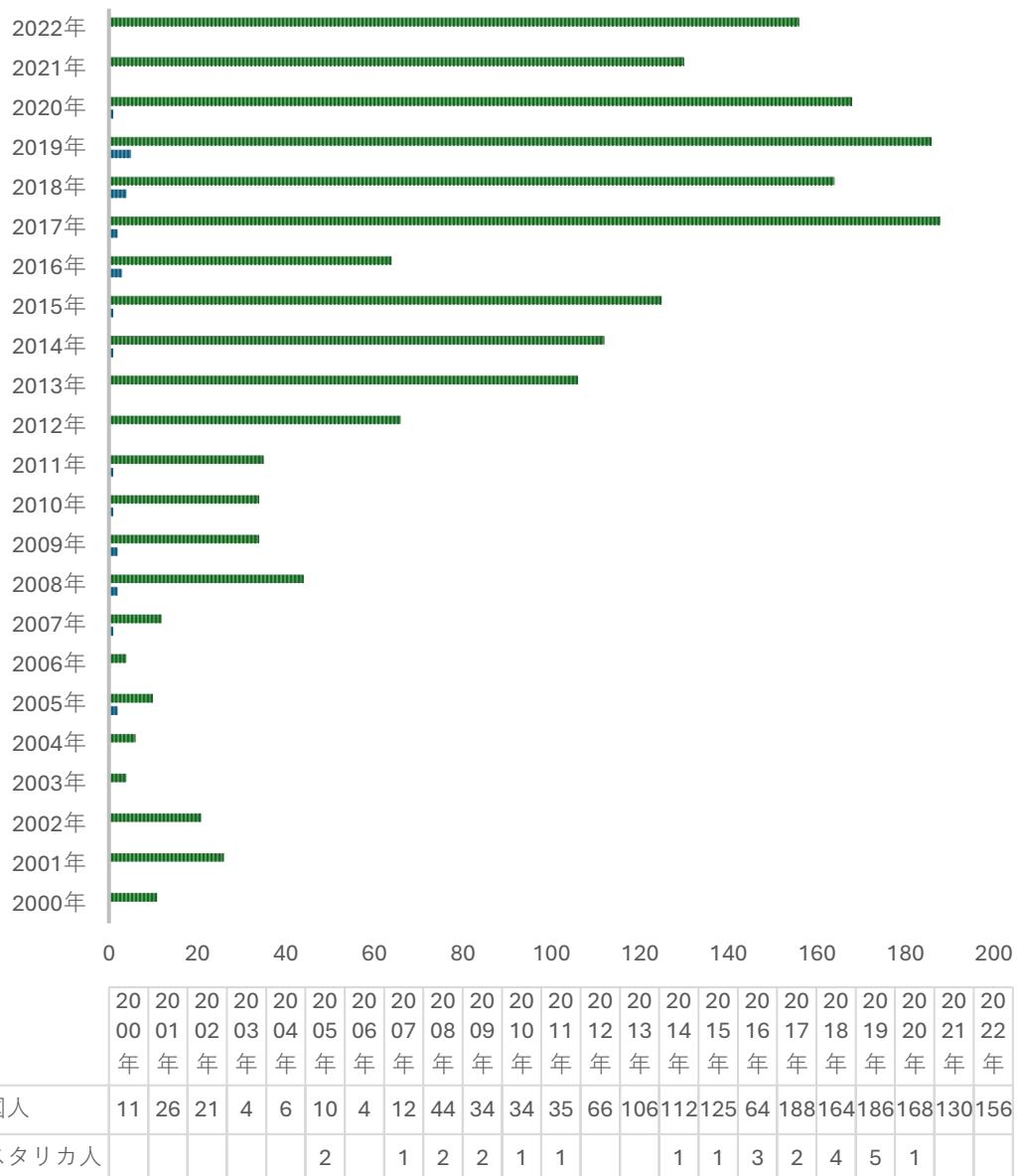


13

¹³ 出典：HIPATIA（Herramienta de Información para el Análisis de los Indicadores del Desarrollo Nacional）.
Patentes de invención solicitadas y otorgadas a nacionales y extranjeros (absolutos), solicitados.

特許付与件数

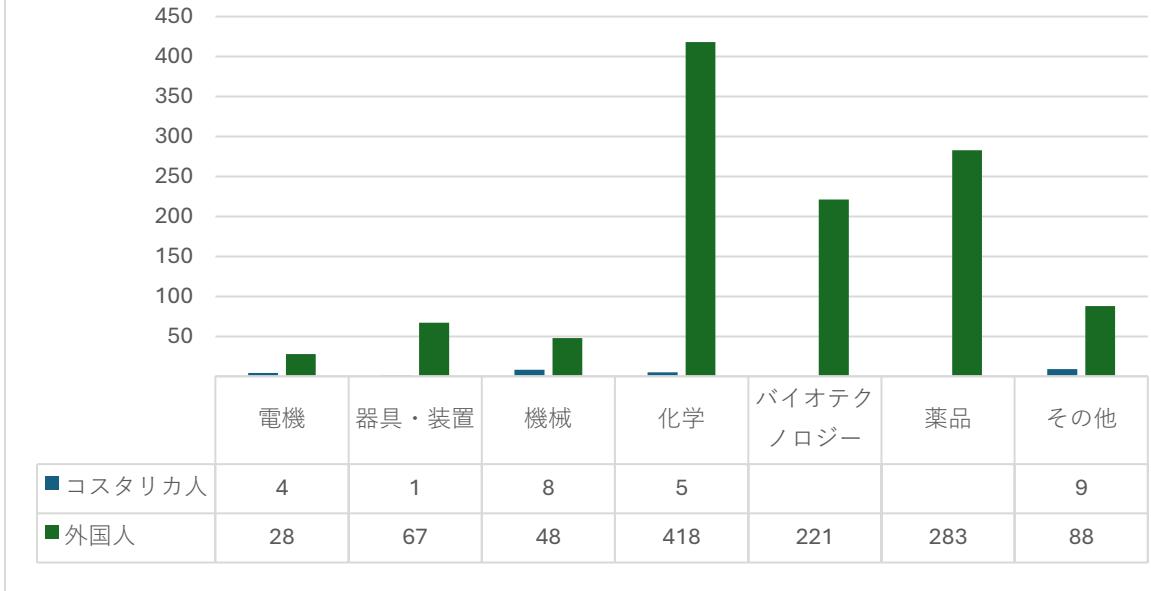
■ 外国人 ■ コスタリカ人



14

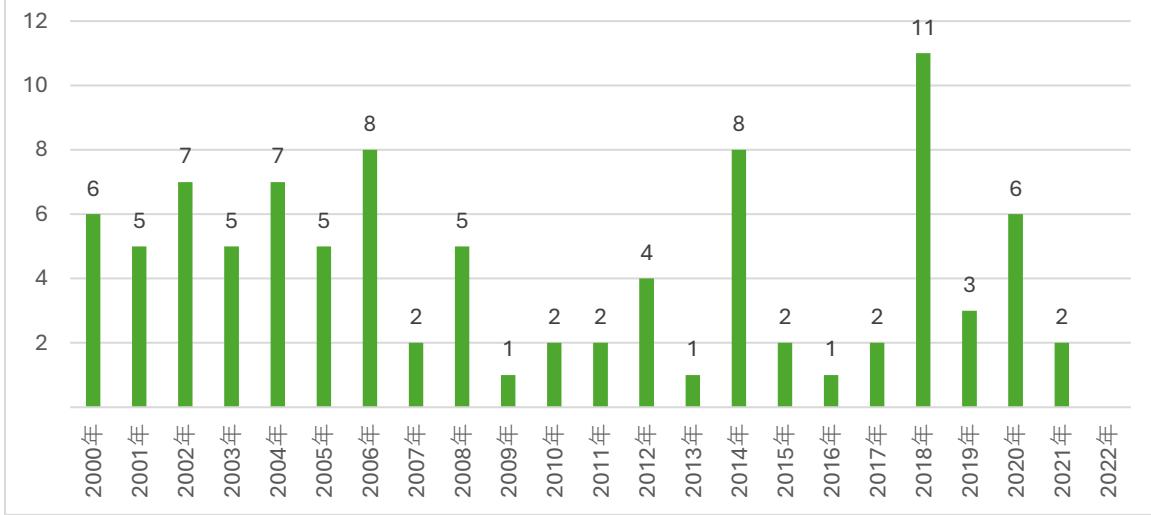
¹⁴ 出典：HIPATIA（Herramienta de Información para el Análisis de los Indicadores del Desarrollo Nacional）.
Patentes de invención solicitadas y otorgadas a nacionales y extranjeros (absolutos), concedidas.

テクノロジー分野における産業別特許付与件数
(1999年～2023年)



15

特許：PCTによるコスタリカ出願件数



16

¹⁵ 出典：HIPATIA (Herramienta de Información para el Análisis de los Indicadores del Desarrollo Nacional) . Patentes de invención concedidas por nacionales y extranjeros según sector tecnológico. 1999-2024. (absolutos).

¹⁶ 出典：HIPATIA (Herramienta de Información para el Análisis de los Indicadores del Desarrollo Nacional) . Patentes de invención solicitadas según el Tratado de Cooperación en Materia de Patentes (PCT)* (absolutos)



17

また、意匠登録出願については、WIPO 知的財産権統計データセンター (WIPO IP Statistics Data Center) の資料「Intellectual property statistical country profile 2023」によると次のとおりの出願件数が確認できる。なお、同データでは、2014 年よりも前の年の出願件数は記載されていないが、WIPO IP Statistics Data Center のウェブサイト¹⁸では、より条件を細かく設定し、データを確認することが出来る。

¹⁷ 出典：HIPATIA（Herramienta de Información para el Análisis de los Indicadores del Desarrollo Nacional）.
Marcas registradas (absolutos)

¹⁸ <https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator> (最終アクセス 2025 年 10 月 8 日)



4. 知的財産権の行使（エンフォースメント）

知的財産権の行使においては、知的財産権の執行手続きに関する法律（第 8039 号）(Ley de Procedimientos de Observancia de los Derechos de Propiedad Intelectual N° 8039) や競争の促進および効果的な消費者保護に関する法律（第 7472 号）(Ley de Promoción de la Competencia y Defensa Efectiva del Consumidor N° 7472) などを参照することとなる。

4.1 主要な知的財産権

まず、前述の他、主要な知的財産権として、著作権、地理的表示 (Indicación geográfica)、営業秘密について簡単に紹介する。

4.1.1 著作権の保護

コスタリカでは、文学、科学、芸術分野におけるあらゆる作品（表現形式を問わない）：書籍、パンフレット、書簡、その他の著作物、コンピュータプログラム、講義、説教、その他これらに類する著作物、劇音楽作品、舞踏作品、パントマイム、歌詞の有無を問わず楽曲、映画作品、素描、絵画、建築、彫刻、版画、リトグラフ、写真作品、地理、地形、建築、科学に関するイラスト、地図、図面、スケッチ、造形作品などの応用美術作品、百科事典やアンソロジーなどのコレクション、翻案、翻訳、編曲、その他の改変を含む派生的著作物について、その制作と同時に自動的に著作権が生じ、法第 6683 号（著作権および隣接権に関する法律 Ley sobre Derechos de Autor y Derechos Conexos N° 6683）に基づき、その保護を与える（法第 6683 号第 1 条）。

著作権者として著作権の保護を受けるにあたって、その登録は任意であるが、第三者に対する証拠として有益であることから、著作物の登録が推奨される。

¹⁹ 出典：World Intellectual Property Organization IP Statistics Data Center, “Intellectual property statistical country profile 2023 Costa Rica”, <https://www.wipo.int/edocs/statistics-country-profile/en/cr.pdf> (最終アクセス 2025 年 10 月 8 日)

登録は、国家登記所の著作権および隣接権登録局に対して行う。申請書の他、著作物の写し、ID、(該当する場合は)委任状を提出する。申請を受領した登録局は、申請書類が過不足なくそろっているかなどの審査を行い、要件を満たした場合は登録を行う（法第 6683 号第 103 条～第 111 条）。登録が行われると登録証が発行される（法第 6683 号第 112 条）。おおよそ 3 か月程度で登録は完了する。

コスタリカにおける著作権保護期間は、著作者の生存中および死後 70 年間となる（法第 6683 号第 58 条）。保護期間が経過した後は、当該著作物はパブリックドメインとなる。

4.1.2 地理的表示

地理的表示とは、商品の品質、評判、その他の特性が本質的にその地理的原産地に帰属する場合に、その商品が特定の国、またはその領土内の地域もしくは地方を原産地と特定する表示であり、あらゆる形態の標識または標識の組み合わせが、地理的表示を構成する場合がある（法第 7978 号第 2 条）。

地理的表示として保護を受けるには、産業財産権登録局に登録が必要となる。国内産か外国産かを問わず、地理的表示が該当する地域または地方に生産施設または製造施設を有する 1 名または複数の生産者、製造業者または職人の申請により、あるいは権限のある公的機関の申請により登録される（法第 7978 号第 74 条）。登録の存続期限は無期限である（法第 7978 号第 79 条）。

登録された地理的表示を商業的に使用する許可を受けた生産者、製造者または職人のみが、当該地理的表示と共に「indicación geográfica（地理的表示）」という表現を使用することができる。登録された地理的表示の使用権に関する訴訟は、裁判所に提起しなければならない（法第 7978 号第 80 条）。

4.1.3 営業秘密

営業秘密は、法第 7975 号（機密保持法（Ley de Información No Divulgada N° 7975））に基づき保護されている。本法では、「secretos comerciales e industriales」と表現されているが、これを「営業秘密」とする。

保護の対象は、自然人または法人が秘密に保持する「営業秘密」に関する未開示情報であって、次の要件を満たすことを条件として、当該者の正当な管理下にある情報が第三者に開示され、第三者が当該者の同意なく、誠実な商慣習に反する方法で取得または使用されることを防止するよう保護される（法第 7975 号第 2 条第 1 パラグラフ）。

1. 当該情報が、全体として、またはその構成要素の正確な構成および組み合わせにおいて、この種の情報が通常使用される分野に関係する者に一般に知られておらず、または容易にアクセスできないという意味で秘密であること。
2. 当該情報が、その秘密を維持するために合理的かつ相応の措置を講じた者によって合法的に管理されていること。
3. 当該情報が秘密の性質を有することにより商業的価値を有すること。

「誠実な商慣習に反する行為」とは、契約違反行為、背信行為、侵害の教唆、および第三者が当該行為を知りながら、または重大な過失により知らなかつたまま、未公開情報を取得すること等を指すものとする（法第 7975 号第 2 条第 3 パラグラフ）。

また、未開示とみなされる情報は、文書、電子媒体もしくは磁気媒体、光ディスク、マイクロフィルム、フィルム、またはその他これらに類する媒体に記録されていなければならない（法第 7975 号第 2 条第 4 パラグラフ）。

誠実な商慣習に反し、自らの行為または慣習により、所有者の許可なく営業秘密を使用、取得または開示した者は、責任を負う。また同様に、当該行為または慣習から経済的利益を得た者も責任

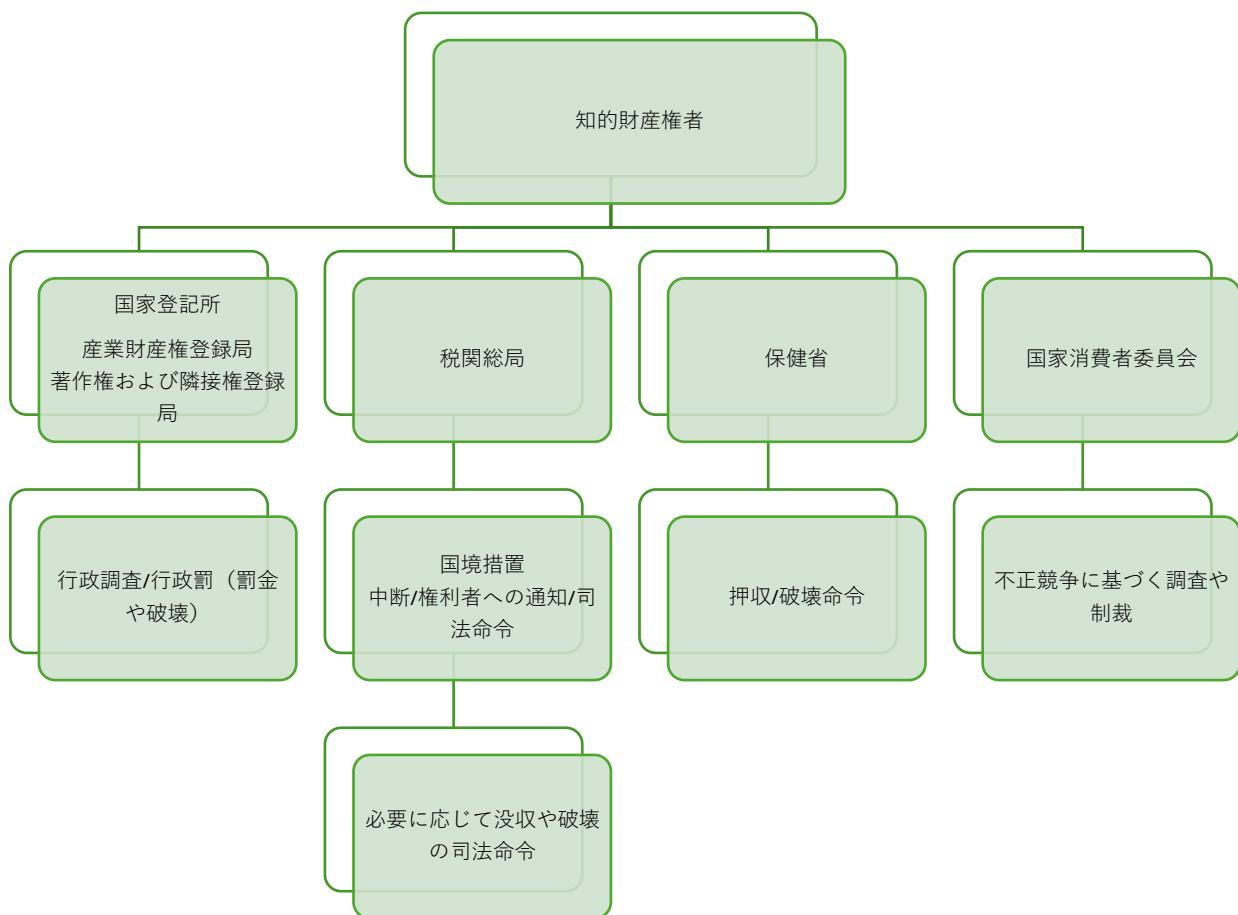
を負う（法第7975条第6条）。

管轄は産業財産権登録局となる。また、本法に関連する行政、民事または刑事訴訟については、知的財産権の執行手続に関する法律に規定される（法第7975号第3条、第6条）。

4.2 行政措置

コスタリカにおいて、行政執行を行う権限のある機関として次の四つを挙げることができる。

- ・ 産業財産権登録局/著作権および隣接権登録局 (Registro de Propiedad Industrial/ Registro de Derechos de Autor y Derechos Conexos)
- ・ 税関総局 (Dirección General de Aduanas - DGA)
- ・ 保健省 (Ministerio de Salud)
- ・ 国家消費者委員会 (Comisión Nacional del Consumidor)



コスタリカにおける行政執行は、司法執行よりも費用対効果が高く、時間も大幅に短縮される。

4.2.1 知的財産権登録局による措置

権利者は、知的財産権の侵害について、国家登記所において予防措置を請求できる。知的財産権

侵害訴訟の開始前、その過程または執行段階において、管轄司法機関や産業財産権登録局、または著作権および隣接権登録局は、状況に応じて、権利者に回復困難な重大な損害が生じることを防止し、最終的な行為または判決の有効性を暫定的に保証するために、適切かつ十分な予防措置を講じなければならない。予防措置は、申立人が権利者またはその代理人であることを証明し、かつ、原告の権利が侵害されているか、または申立人が、侵害されそうに差し迫っていることを納得する程度に十分に確実に立証するために合理的に入手可能な証拠を提示した場合にのみ、発令される（法第 8039 号第 3 条）。

具体的には、次の措置が考えられる（法第 8039 号第 5 条）。

- ・ 侵害行為の即時停止。
- ・ 偽造品または違法品の押収。
- ・ 偽造品や違法品、その材料または手段の通関手続の停止。
- ・ 侵害行為を行ったとされる者による保証金またはその他の十分な保証の提供。

予防措置の申立て後 48 時間以内に、当事者は審問を受ける権利を有し、3 営業日以内に申立てについて意見を述べることができる。この期間が経過した後、3 日以内に予防措置に関する裁定を行い、これを即座に執行されなければならない。また、相手方当事者の意見を事前に聴取することなく予防措置が執行された場合、措置を決定した当局は、執行後 3 営業日以内に影響を受ける当事者に、これを通知しなければならない（法第 8039 号第 6 条、第 7 条）。

なお、侵害訴訟手続開始前に予防措置の申立てが行われ、これが認められた場合、申立人は、その申立てを認める決定の通知から 1 か月以内に訴訟を提起しなければならない。訴訟が期限内に提起されない場合、または知的財産権が侵害されていないと判断された場合、予防措置は取り消されたものとみなされ、申立人は、発生した損害について責任を負う（法第 8039 号第 8 条）。

訴訟が期限内に提起されない場合、または予防措置が取り消された場合、もしくはその他の理由により無効となった場合、その執行によって生じた損害の賠償を請求する者は、1 か月以内に、当該措置を裁定した当局に対し請求しなければならない。請求が指定された期間内に行われない場合、または請求権が証明されない場合、申立人は損害賠償への担保の返還を命じられる。予防措置が行政上の決定に起因するものであった場合は、当該措置の執行によって生じた損害の賠償は司法手続きによって請求されなければならない（法第 8039 号第 9 条）。

4.2.2 税関による措置/国境措置

権利者は、自己の権利を侵害する偽造品や海賊版の到着または通関について合理的な知識を有する場合、そのような疑いのある商品の通関手続の一時停止を税関当局に対し命じるよう、知的財産権登録局または司法当局に申し立てることができる（法第 8039 号第 10 条）。この場合、権利者は次の義務を負う（法第 8039 号第 11 条）。

- ・ 知的財産権の権利者または代理人であることの証明（例：商標登録証、特許証）。
- ・ 十分な担保または保証の提供（金融サービス提供者が発行する証書の形をとることができる）。
- ・ 侵害疑いのある品物を特定するために十分な情報の提供。
- ・ 知的財産権侵害の推定が存在することを立証するのに十分な証拠の提供。

当該知的財産権執行措置は、以下の税関制度に適用される。

- ・ 輸入
- ・ 輸出
- ・ 通過
- ・ 積み替え
- ・ 保税倉庫
- ・ 運用能力に応じて、小口貨物（宅配便または小包サービス）

なお、通関停止の期間は 10 営業日であり、この間に申立人は告訴しなければならない。告訴が行われなかつた場合、もしくは当局より通關停止期間の延長の予防措置が講じられた通知がない場合

は、当該措置の解除が税関当局に通知される（法第 8039 号第 13 条）。

税関当局が予防措置に基づき、意匠、特許、回路配置、または営業秘密を含む物品の自由流通を停止した場合は、税関によって証明されたサンプルが提出され、輸入に必要なその他の条件がすべて満たされていることを条件として、物品の所有者、輸入者、または荷受人は、侵害が発生した場合に権利者を保護するため、知的財産権登録局、または予防措置を発令した司法当局に保証書を寄託することにより、通関手続きを進める権利を有する（法第 8039 号第 14 条）。

また、税関当局が通関を停止した場合、知的財産権登録局または司法当局は、権利者またはその代理人に対し、その主張を立証する目的に限り、当該商品の検査を許可できる。検査を許可するにあたり、税関当局は、適宜、営業秘密に関する権利を保護するために必要な措置を講じなければならない。知的財産権登録局または司法当局が侵害を発見した場合、権利者またはその代理人の要請に基づき、税関当局は、商品の荷送人、輸入者または輸出者、荷受人の氏名および住所、ならびに停止対象商品の数量および品名を提供する（法第 8039 号第 15 条）。

税関当局は、知的財産権侵害の正当な根拠を発見した場合、職権で輸入、輸出または輸送中の商品の引き渡しの差止を講じることができる。このような場合、以下の措置が取られる（法第 8039 号第 16 条）。

- ・ 権利者への通知（可能な限り）。
- ・ 差止から 10 営業日以内に検察庁への通報。

なお、法的措置が開始されない場合は、商品の差止は解除される。

商品が海賊版または模造品であると判明した場合、司法当局は、権利者が他の方法で処分することに同意しない限り、税関当局に対し当該商品の廃棄を命じる決定をしなければならない。税関当局は、原則、管轄の司法当局が当該商品の処分または廃棄を裁定するまでは、このような模倣品、海賊版または違法な商品をそのままの状態で輸出することを許可せず、また、別個の通関手続を課すこともできない。偽造商標が付された商品の場合、侵害された知的財産権の所有者が同意し、かつ、付された商標の除去により当該商品の侵害特性が消失し、かつ、当該商品が除去された商標と識別できなくなったときは、司法当局は、最終判決により、当該物品を商業経路外での使用のために社会福祉事業に寄付するよう命じることができる。健康上の要件を満たす食品消費財については、現行法で求められるすべての商標、包装、その他の識別表示を除去した後、譲渡できるよう、共同社会扶助協会（Instituto Mixto de Ayuda Social : IMAS）に引き渡される（法第 8039 号第 17 条）。

なお、権利者同意を得るなどして合法的にコスタリカ国内に輸入される商品、旅客者の手荷物の一部を構成する物品には国境措置は適用されない（法第 8039 号第 12 条）。

4.2.3 保健省および国家消費者委員会による措置

消費者は、保健省（Ministerio de Salud）に対し、公衆衛生に影響を与えると考える商品の押収を請求できる。また、国家消費者委員会（Comisión Nacional del Consumidor）に対しては、製品が偽造品であるかどうかを主張することができる。

保健省と国家消費者委員会の措置に関しては、どちらの措置も知的財産権所有者というよりも、消費者に向けられたものであるが、司法措置よりも容易に商品の差し押さえを認めることができ、費用対効果も高いため、知的財産権所有者にとって効果的となる可能性がある。

なお、国家消費者委員会は、下記のような商標または識別標識の不正使用により消費者に波及効果が生じた場合、法第 8039 号に規定される予防措置のいずれか（例えば、通関の差止など）の採用を命じなければならない（法第 8039 号第 28 条、法第 7472 号第 17 条、法第 7978 号第 7 条、第 8 条、第 62 条）。

- ・ いかなる手段によっても、一つまたは複数の競争者の商業上の組織、製品または経済活動に関する混乱を生じさせること。
- ・ 第三者の所有する商品または役務に対応する商標、商号、原産地表示、広告表現、銘文、包装、ラベル、容器、その他の識別手段の不正使用、模倣、複製、代替または販売。

- ・ 知的財産にかかる権利を不当に利用するために、商品または役務の原産地、性質、製造方法、使用または消費への適合性、数量、その他の特性に関して誤解を招くような行為。
- ・ 商標、識別標識、その他の正当な所有者の利益のために保護されている対象を、所有者の許可なく複製し、他者の努力と名声の成果を商業規模で不当に利用しようとする行為。
- ・ 法第 7978 号において登録が禁止されている標章の商業上の使用。

当該措置をまとめると次の取りとなる。

管轄	関連法規	申立人	主な対象	主要なアクション
保 健 省 (Ministerio de Salud)	保 險 一 般 法 (Ley General de Salud ²⁰⁾	消 費 者 知的財産権者 ディストリビューター 医療・保健関係者	医薬品、化粧品、医療機器、食品、飲料の模倣品	・衛生上の予防的措置（取消、差押、施設閉鎖） ・罰金（算出基準額 ²¹ 5～200倍） ・リコール命令 ・検察官への送致
国家消費者委員会 (Comisión Nacional del Consumidor)	法第 7472 号	最終消費者 消 費 者 団 体	ブランド品の模倣品の販売 誤解を招くようないい處の表示 欺瞞的広告	・業務停止命令 ・罰金（算出基準額の10～100倍、再犯の場合はその2倍） ・在庫の回収／廃棄、返金、是正広告 ・判決の公表、刑事訴訟への付託

【保健省における手続き】

1. 苦情をオンラインまたは地方保健局に、裏付けとなる証拠を添えて提出する。
2. 受付可能審査：保健局は管轄を確認し、正式に苦情を受け付ける。
3. 現地検査およびサンプリング：検査官は検査を実施し、施設の封鎖、物品の押収、サンプルの採取等を行う。
4. 衛生上の予防的措置：リスクが認められた場合、販売停止命令や製品の押収を即時に発令する。
5. 行政聴聞：違反を疑われる者は 10 営業日以内に証拠を提示しなければならない。
6. 決定：罰金、永久的な閉鎖、リコール命令など。

【国家消費者委員会における手続き】

1. 苦情を、発生から 1 年以内にオンラインまたは書面で提出する。
2. 受付可能審査：受付から 15 営業日以内に、管轄を確認し、正式に苦情を受け付ける。
3. 任意調停：当事者間での和解にむけた調停。和解が成立しない場合は、事案が継続される。
4. 調査および聴聞：技術官が検査または試験を実施し、委員会は口頭審理を行う。
5. 予防措置：委員会は、いかなる段階においても販売または広告を禁止することができる。
6. 最終決定：罰金、在庫の回収/廃棄、返金、是正広告、公表など。

²⁰ https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=65

²¹ (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 9 日)

²² Salario Base : 2025 年は 462,200 コロン（約 134,916 円/1 コロン=0.2919 円）

https://formatos.inamu.go.cr/SIDOC/archivosPeriodicosOficiales/Boletin%20Judicial%20N%2020240-2024_salario.pdf (最終アクセス 2025 年 10 月 10 日)

4.3 民事措置

コスタリカには知的財産権専門の民事裁判所がないため、すべての知的財産訴訟は通常の民事裁判所で審理されることとなる。前述のとおり、知的財産権侵害訴訟の開始前、その過程または執行段階において、管轄司法機関や産業財産権登録局、または著作権および隣接権登録局は、状況に応じて、権利者に回復困難な重大な損害が生じることを防止し、最終的な行為または判決の有効性を暫定的に保証するために、適切かつ十分な予防措置を講じなければならず、請求者が権利者またはその代理人であることを証明し、かつ、原告の権利が侵害されているか、または侵害されそうに差し迫っていることを請求者が納得する程度に十分に確実に立証するために合理的に入手可能な証拠を提示した場合にのみ、発令される（法第 8039 号第 3 条）。知的財産権者は、係争中の民事訴訟中に、侵害を防止または阻止するための暫定措置を請求することができる（法第 8039 号第 37 条）。緊急の場合、これらの措置は一方的に認められることがある。

利用可能な予防措置には、以下のものを挙げることができる。

- ・ 侵害行為の即時停止。
- ・ 侵害物品、機器、または資材の押収または禁輸。
- ・ 販売または流通の停止。
- ・ 銀行口座または資産の凍結（経済的損害が証明された場合）。
- ・ 証拠の保全（現地調査を含む）。

要件

- ・ 所有权および侵害の明白な証拠。
- ・ 差し迫ったまたは進行中の損害の証明。
- ・ 保証金または保証人の差入（該当する場合）。

コスタリカでは、知的財産権者にのみ認められる行為を、第三者が権利者の同意を得ずに行った場合に権利侵害が成立する。以下の表に、主な権利侵害行為と、それらを規定する法律や条項をまとめた。

権利	侵害行為	法令
特許	特許製品を製造、使用、販売の申し出、販売もしくは輸入すること、または特許プロセスを使用してそこから得られる製品を商品化すること。	法第 6867 号第 16 条
意匠および実用新案	保護されたデザインやモデルを「実質的に同一」に複製または組み込んだ物品を商業目的で製造、販売または輸入すること。	法第 6867 号第 25 条
商標等	登録商標を付した偽造品を商品化、提供、保管、配布、輸入または輸出すること。商品から分離した商標と同じラベルを販売または提供すること。正規販売業者であると偽って表示すること。誤解を	法第 8039 号第 45 条～48 条

	招くような地理的表示を使用すること。	
著作権	権利者の許可なく、著作物を上演、公衆に伝達、または利用可能にすること (例: 無許可のストリーミング、公開展示など)。	法第 8039 号第 51 条

これらから、次の種類の知的財産権紛争は、民事裁判所で訴訟を提起することができる(法第 8039 号第 38 条の 2、法第 7472 号第 17 条)。

1. 商標権侵害

登録商標の無許可使用により、混同、連想、または希薄化が生じること
関連商品／サービスにおける同一または類似の標識の使用

商標保護商品の偽造

商業スローガンまたは商号の侵害

2. 特許権・実用新案権侵害

特許発明の無許可の製造、使用、輸入、または販売

3. 意匠権侵害

登録意匠を製品に無許可で複製または使用すること

4. 著作権侵害

著作物の無許可での複製、頒布、公衆への伝達、または改変

関連する権利(実演家、放送事業者、制作者)の侵害

5. 地理的表示や原産地表示の不正使用

保護されている地理的表示または原産地表示を誤解を招くような方法で使用すること

地理的表示の模倣、翻訳、または想起

6. 営業秘密の不正流用

法第 7975 号(機密保持法(Ley de Información No Divulgada))に基づき保護されている営業秘密(secretos comerciales e industria)の不正取得、使用、または開示

なお、次の場合は不当行為とみなされる(規則第 34927 号²²第 11 条)。

- ・ 守秘義務を負って正当に入手した営業秘密を、所有者の許可なく取得、開示、または利用すること
- ・ 契約違反の教唆や産業スパイ行為を通じて不当に取得、開示、または利用することは、従業員、供給者、顧客、その他の義務を負う当事者に対し、競合他社と締結した基本的な契約上の義務に違反するよう教唆すること
- ・ 営業秘密を流布または悪用する意図、または欺瞞、市場から競争者を排除する意図がある場合、その他同様の状況を伴う場合に、自己または第三者の利益のために、契約の通常の解除を誘導したり、他人の契約違反を利用したりすること

7. 知的財産権に関する不正競争

知的財産権を侵害する、詐称通用、虚偽広告、営業権の不正流用、原産地の混同などの行為
不正競争行為とは、商標、商号、またはスローガンから生じる利益を不当に利用し、正当な所有者または消費者に損害を与えることを目的とする不正な行為または事柄と定義される

(法第 7472 号第 17 条)。

²² Reglamento a la Ley de Información No Divulgada N° 34927 (秘密保持法規則 N° 34927)

https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?param1=NRTC&nValor1=1&nValor2=64524&nValor3=74917&strTipM=TC (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 9 日)

現地法律事務所の経験に従えば、不正競争行為に対する訴訟を提起するには、原告は、コスタリカの消費者が商標を認識していること、および侵害者との競争によって販売が影響を受けたことを証明する証拠を提出する必要がある。これには、消費者が誤ってオリジナル商品を購入し、騙された可能性も含まれる。

知的財産権侵害に対する差止命令を得るために、原告は損害を立証し、その損害額を定量化（金銭的価値で算定）しなければならない。このような請求は、主たる請求の根拠が認められる一定の蓋然性に基づく必要があるため、損害額を立証することが重要である。原告は、以下の最低限の法的基準に基づき、経済的損害額を算定するために、専門家による会計監査人の意見を求めることができる（法第 8039 号第 40 条）。

1. 犯罪行為が行われなかつた場合に権利者が得たであろう利益。
2. 相手方が侵害品の販売によって得た利益。
3. 侵害者が侵害された権利の合法的な使用に対して権利者に支払わなければならなかつたであろう価格または報酬。費用対効果も高いため、知的財産権所有者にとって効果的である可能性がある。

著作権および隣接権の侵害、または商標その他の識別標識の偽造に関する民事訴訟においては、権利者の請求に基づき、被った損害賠償に代えて、裁判官は、適正手続きに従い、被告の意見を聴取した後、予定損害賠償額を定めることができる。裁判官が予定損害賠償額の適用を決定する場合、公平性と比例性の基準を勘案し、次の最低額および最高額の基準を用いて損害額が算定される（法第 8039 号第 40 条の 2）。

1. 著作権および関連する権利の侵害の場合：

- ・ 保護対象の著作物、実演、またはレコードに係る、訴訟に係る全ての侵害行為について、算出基準額（2025 年は 462,200 コロン）の 1 倍から 50 倍まで（462,200～23,110,000 コロン（約 134,916～6,745,809 円/1 コロン=0.2919 円））。
- ・ 権利者が、被告が故意に侵害を行つたことを裁判官が納得できる程度に証明した場合、保護対象の著作物、実演、またはレコードに係る、訴訟に係る全ての侵害行為について、算出基準額の 50 倍から 300 倍まで（23,110,000～138,660,000 コロン（約 6,745,809～40,474,854 円/1 コロン=0.2919 円））。
- ・ 被疑者が、自らの行為が著作権または隣接権の侵害を構成することを知らなかつた、またはそのことを信じる理由がなかつたことを裁判官が納得できる程度に証明した場合、保護対象の著作物、実演、またはレコードに係る、訴訟に係る全ての侵害行為について、算出基準額の 0.5 倍から 25 倍まで（231,100～11,555,000 コロン（約 67,458～3,372,905 円/1 コロン=0.2919 円））。

2. 商標およびその他の識別標識の偽造の場合

- ・ 偽造商標 1 件につき算出基準額の 3 倍から 300 倍まで（1,386,600～138,660,000 コロン（約 404,749～40,474,854 円/1 コロン=0.2919 円））。

訴訟手続は、通常手続となり（法第 8039 号第 38 条の 2、法第 7472 号第 17 条）、その流れは次のとおり。

【予備的段階】

	アクション	期限等	参照
1-1	証拠の収集 (テスト購入、権利書、専門家の見解書、調査書など)	特になし：侵害品を発見次第すぐに	
1-2	予防措置（差し止め、押収、国境検問など）を申請し、保証金を納付		法第 8039 号第 3 条、第 5 条
1-3	裁判所/国家登記所による審問のスケジューリング	申請から 48 時間以内	法第 8039 号第 6 条

1-4	当事者による主張や証拠の提出	指示から 3 営業日以内	法第 8039 号第 6 条
1-5	当局による措置の決定および実行	審問後 3 営業日以内	法第 8039 号第 6 条
1-6	被告への通知	措置の実行から 3 営業日以内	法第 8039 号第 7 条

【訴訟】

2-1	主となる訴訟の提訴（証拠も提出する） もし訴訟が提起されない場合：措置は失効し、被告は損害賠償を求めることができる	関連する予防措置がある場合はその通知から 1 か月以内 損害賠償請求について措置の執行から 1 か月以内	法第 8039 号第 8 条 民事訴訟法 ²³ 第 23 条、第 290 条 法第 8039 号第 8 条、第 9 条
2-2	請求の受領と被告への送達	裁判所の対応による	民事訴訟法第 102 条 102.1
2-3	被告の答弁（証拠の提出を含む）	送達から 30 営業日以内	民事訴訟法第 102 条 102.1
2-4	予備審問（調停の試み、手続的問題、証拠の受理）	2-3 後、裁判所の指示による	民事訴訟法第 102 条 102.3
2-5	補完審理（口頭弁論、証拠調べ、最終弁論）	2-4 から 20 営業日以内、省略される場合もある	民事訴訟法第 102 条 102.4、102.5
2-6	判決（第 1 審）	2-4 で終わる場合その審問において、2-5 がある場合はその審問において	民事訴訟法第 102 条 102.4、102.5
2-7	判決の執行		

【不服の場合】

3-1	控訴（控訴裁判所（Tribunal de Apelaciones）による第 2 審）	第 1 審の決定通知後 3-5 営業日以内 (1 審の決定が書面命令の場合 3 営業日以内 1 審の決定が判決の場合 5 営業日以内)	民事訴訟法第 67 条 67.1
3-2	審理と判決 (審理が終了すると判決が下される)	証拠が受理された場合、または当事者の一方が請求し、裁判所が適切と判断した場合、その後 15 日営業日以内に口頭審理が予定される	民事訴訟法第 67 条 67.7
3-3	判決の執行		

²³ Código Procesal Civil N° 9342

https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=813

60 (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年月 10 月 14 日)

【さらに不服の場合】

4-1	上告（最高裁判所（Corte Suprema de Justicia）第一法廷（Sala Primera）による第3審）	第2審判決（控訴裁判所の判決）から 15 営業日以内	民事訴訟法第 69 条 69.3
4-2	審理 上告の受理の可否が判断され、 口頭審理が実施される		民事訴訟法第 69 条 69.7 - 2、69.7-4
4-3	判決 差し戻し/事案についての決定	口頭審理の終了後 15 営業日以内	民事訴訟法第 69 条 69.8
4-4	判決の執行		
	差し戻しの場合は、控訴裁判所で新たな判決を下す		民事訴訟法第 69 条 69.8

4.4 刑事措置

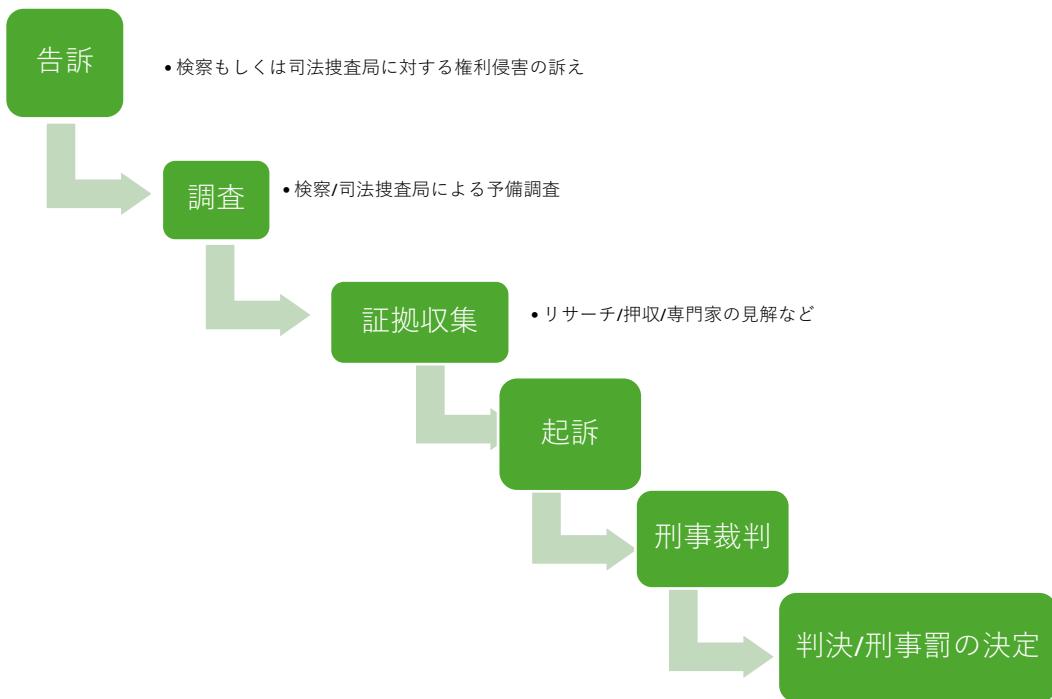
コスタリカでは、以下の行為は侵害行為とみなされる（刑法（Código Penal N° 4573）²⁴第 377 条、法第 8039 号第 44 条～第 63 条）。

- ・ 商標法に規定されている権利を侵害するか、産業または商業において識別および区別のために使用されているラベル、容器、包装、その他の手段を模倣することにより、ある者の製品、商品またはサービスが他人の製品、商品またはサービスに属するか、またはそれらに対応すると、直接的または間接的に虚偽の表示または示唆すること（商標やその他の識別標章の侵害、法第 8039 号第 44 条）。
- ・ 第三者の製品、商品またはサービスの外観を盗用するために、商標、商号、またはスローガンを変更または置換すること（商標やその他の識別標章の侵害、法第 8039 号第 44 条）。
- ・ 所有者の同意なく、登録されている製品、商品、サービス、または活動に関して、登録されているものと類似または同一の商標、商号、またはスローガンを使用すること（商標やその他の識別標章の侵害、法第 8039 号第 44 条）。
- ・ 偽造品に本物の外観を付与する容器、刻印、またはその他の偽造を使用すること（詐欺商品の販売、法第 8039 号第 45 条）。
- ・ 偽造された商標、商号、スローガン、またはそれらが記載された製品、商品、またはサービスを販売すること（詐欺商品の販売、法第 8039 号第 45 条）。
- ・ 所有者の同意なく、デザイン、商標、表現、またはスローガンを、それらが適用される製品、商品、サービス、企業、または施設とは別個に販売すること（登録商標の模倣を付した商品の販売等、法第 8039 号第 46 条）。
- ・ 事業が、商号が登録されている他の企業の支店、代理店、または事務所であると虚偽の表示をすること（販売業者としての偽造、法第 9039 号第 47 条）。
- ・ 上記に類似するその他の行為で、直接的または間接的に、第三者の産業財産権に不当な侵害、不法な流用、または使用を生じさせる傾向のあるもの。
- ・ 著作権で保護された著作物の無許可複製、頒布、または公衆への伝達（著作物の無許可の上演、伝達、提供、法第 8039 号第 51 条、レコード、実演、解釈または放送の無承諾の伝達、提供、法第 8039 号第 52 条、著作物の無断複製、法第 8039 号第 54 条、実演、演奏の無許可の修正、複製、送信、法第 8039 号第 55 条、許可範囲を超越した複製、法第 8039 号第 56 条、偽造複製物の販売、

²⁴ https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=50

27 (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 10 日)

- 提供、保管、寄託、頒布法第 8039 号第 59 条、刑法第 377 条)。
- また、現地法律事務所の見解によれば、刑法第 377 条が物品の識別、またはその品質の証明のために用いられる標章を偽造した者や本来の目的以外に用いた者に対して刑を規定していることから、次の行為も侵害行為に該当するという。
 - ・ 製品、商品またはサービスの性質、用途、製造方法、特性または価値に関して公衆を誤解させるような虚偽の説明を付すこと。
 - ・ 製品、商品またはサービスが賞、メダル、または認証を受賞したと虚偽の表示すること。
 - ・ 第三者の商標の図表または音声要素を、その者の同意なく全部または一部複製すること。
- このような侵害行為について、検察 (Ministrerio Publico) もしくは、司法捜査局 (Organismo de Investigación Judicial) に告訴し、手続を開始する。刑事措置の場合、解決までに長い場合は 4 年かかる場合もある。手続きの流れは次のとおり。



原告は、差止命令、損害賠償、侵害品の差押え、没収または破壊を求めることができる。また、管轄当局に対し、侵害商標が付された製品または商品の輸入を差し押さえるよう求めることもできる。また、侵害品の予防的差押えまたは没収も可能である。

制裁には、以下が挙げられる。

- ・ 1年から 5 年の懲役 (罪の種類によって異なる)。
- ・ 罰金 (罪によって異なる)。
- ・ 侵害が発生した施設の閉鎖。
- ・ 侵害品の破壊。

なお、次に該当するものは、下表の刑罰に処される (法第 8039 号第 44 条～第 48 条、第 51 条、第 52 条、第 54 条～第 57 条、第 59 条、第 60 条、第 61 条の 2、)。

- ・ 既に登録されている商標を、その登録によって付与された排他的権利を毀損する方法で偽造した者。
- ・ 商標登録により付与された排他的権利を害する方法で、既に登録された商標を含むまたは組み込んだ偽造品 (包装、容器を含む) を販売、販売の申出、保管、頒布、貯蔵、輸入または輸出した者。

- 登録商標や標章と同一の標章または複製物を、その商標または登録識別標章の登録により付与された排他的権利を害する方法で、本来の用途とは別に販売し、販売の申出をし、または取得した者。
- 特定の商号が登録されている会社が、実際には販売業者ではないにもかかわらず、当該会社の正規販売業者であると市場において偽装し、当該商号の登録により付与された排他的権利を侵害した者。
- 地理的表示または原産地表示の使用、識別および享受から生じる知的財産権を侵害する態様で、製品の原産地、同一性、製造者もしくは販売者について公衆に誤認を生じさせるおそれのある地理的表示または原産地表示を使用し、または取消した者。
- 著作者、権利者またはその代理人の許諾なく、保護されている文学的著作物または美術的著作物を、有線または無線の手段により、直接的または間接的に公衆に表現し、または伝達し、公衆が任意の場所および時間において当該著作物にアクセスできるような方法で公衆に提供した者。
- 著作者、権利者、または権利代理人の許諾なく、保護されているレコード、実演、解釈、または放送（衛星放送を含む）を、有線または無線を問わず公衆に伝達し、または公衆が任意の場所および時間からこれらの著作物にアクセスできるようにしてこれらのレコード、実演、解釈、または放送を公衆に提供した者。
- 著作者、権利者、または代理人の許諾なく、保護された文学作品、美術作品、またはレコードを固定し、複製した者（ただし、文学作品や美術作品、レコードの非営利目的の複製は、それが適切な使用法に従っており、出典と著者名（出典に著者名が記載されている場合）が記載されている限り、罰せられない）。
- 著作者、権利者または代理人の許諾なく、保護対象の実演または解釈を固定、複製または送信した者（著作者、権利者、または代理人の許可なく、損害が生じる可能性のある方法で、衛星放送を含む保護された放送を録画、複製、または再送信する者も含む）。
- 著作者、権利者、または代理人と合意した部数を超えて複製し、損害を及ぼす可能性のある出版者または印刷者。
- 著作物の題名を変更し、もしくは削除し、または本文を改変した著作物を、自己の著作物として、または他人の著作物として公表した者。
- 文学もしくは美術の著作物またはレコードの偽造複製物を、権利者に付与された権利を侵害するような方法で販売、販売の申し出、保管、頒布、寄託、輸入または輸出した者。
- 著作者、権利者またはその代理人の許諾を得ずに文学もしくは美術の著作物またはレコードを貸与またはリースした者。
- 暗号化された衛星信号から発せられる番組の配信信号が、当該信号の正当な配信者の許可なく解読されたことを知りながら、受信および配信した者。

損害額（2025年の場合）	刑罰（2025年の場合）
算出基準額 ²⁵ の 5 倍未満 (2,311,000 コロン (約 647,580 円※) 未満)	算出基準額の 5 倍～20 倍の罰金 (2,311,000～9,244,000 コロン (約 647,580～2,698,453 円))
算出基準額の 5 倍超 20 倍未満 (2,311,000 コロン超 9,244,000 コロン未満 (約 647,580 円超、2,698,453 円未満))	6か月から 2 年の懲役、または 算出基準額の 20 倍～80 倍の罰金 (9,244,000～36,976,000 コロン (約 2,698,453～10,793,295 円))
算出基準額の 20 倍超 50 倍未満 (9,244,000 コロン超 23,110,000 コロン未満 (約 2,698,453 円超、6,745,809 円未満))	1年から 4 年の懲役、または 算出基準額の 80 倍から 200 倍までの罰金 (36,976,000～92,440,000 コロン (約

²⁵ 2025 年は 462,200 コロン、1 コロン 0.2919 円にて計算（本表においてすべて同じ）。

算出基準額の 50 倍超 (23,110,000 コロン超 (約 6,745,809 円超))	10,793,295～26,983,236 円)) 3 年から 5 年の懲役、または 算出基準額の 200 倍から 500 倍までの罰金 (92,440,000 ～ 231,100,000 コロン (約 26,983,236～67,458,090 円))
--	---

なお、上述の損害額は、商標、識別商標、地理的表示や原産地表示にかかる侵害の場合、違反の対象となった真正な製品の価値、または当該許可の価値のいずれか適切な基準に基づいて算定される。著作権等にかかる侵害の場合は、次の要素に基づき算定されなければならない。また損害賠償額を算定するにあたり、裁判官は、類似の著作物、実演またはレコードについて定められた許諾料を含め、提示される可能性のある、当該著作物、実演またはレコードの価値に関するその他の正当な尺度も考慮する（法第 8039 号第 70 条の 2）。

1. 侵害された各著作物、実演またはレコードの小売価格に、当該著作物、実演またはレコードの侵害複製物の総数を乗じた額。
2. 当該著作物、実演またはレコードの公衆への上演、公衆への伝達、提供、固定、複製または送信に係る許諾料（著作権管理団体が定める）。

また、次に該当する者は 1 年以上 5 年以下の懲役、または算出基準額の 5 倍～500 倍（2025 年の場合、2,311,000～231,100,000 コロン（約 647,580～67,458,090 円、1 コロン 0.2919 円）の罰金に処せられる（法第 8039 号第 53 条、第 58 条、第 61 条、第 62 条の 2、第 63 条）。

- ・ 他人の権利として保護されている文学作品、美術作品、レコード、実演、放送（衛星放送を含む）を、自己のものとして著作権登録した者。
 - ・ 著作者、権利者またはその代理人の許諾を得ることなく、保護対象の文学作品または美術作品を、損害を及ぼすような方法で翻案、変形、翻訳、改変または編集した者（出版物、ラジオ放送、録音もしくは録画を通じて、文学作品または美術作品を教育目的の必要な範囲で使用することは、当該使用が適正な使用方法に従い、かつ、出典および著者名（出典に記載されている場合）が明記されている場合、これに該当しない）。
 - ・ 有形または無形の装置またはシステムが、主にプログラムを運ぶ暗号化された衛星信号の復号に用いられることを知りながら、または知る理由がありながら、当該信号の正当な領布者の許可なく、当該装置またはシステムを製造、組立、改造、輸入、輸出、販売、リース、またはその他の方法による領布を行った者。
 - ・ 著作物、実演、レコード、またはその他の保護対象物へのアクセスを制御するあらゆる種類の有効な技術的手段を、方法を問わず、改変、回避、抑制、改変、または劣化させた者。
- ただし、以下の行為は、法的保護の妥当性または有効な技術的手段の回避に対する法的救済の有効性に影響を与えない限り処罰されない。

1. 合法的に取得したコンピュータプログラムの複製物を用いて、当該活動に従事する者が入手できなかった当該コンピュータプログラムの特定の要素について、独自に作成したコンピュータプログラムと他のプログラムとの相互運用性を実現することのみを目的として、著作権を侵害しないリバースエンジニアリングを行うこと。
2. 適法な資格を有する研究者が、固定されていない著作物、実演、またはレコードの複製物、実演またはサンプルを合法的に取得し、かつ、情報の符号化および復号化技術における欠陥および脆弱性を特定し分析することのみを目的として、必要な範囲で、かつ、当該活動を行うための許可を得るよう努めた上で行う、著作権を侵害しない真正な行為。
3. 未成年者が不適切なオンラインコンテンツにアクセスするのを防ぐことを唯一の目的として、本質的に禁止されていない技術、製品、サービス、またはデバイスからコンポーネントまたは部品を組み込むこと。
4. コンピュータ、コンピュータシステム、またはネットワークの所有者によって許可された、当該コンピュータ、コンピュータシステム、またはネットワークのセキュリティ

- イをテスト、調査、または修正する目的でのみ行われる、真正かつ著作権を侵害しない活動。
5. 非営利の図書館、アーカイブ、または教育機関の職員が、購入の決定を行う目的でのみ、通常はアクセスできない作品、実演、またはレコードにアクセスすること。
 6. 自然人のオンライン活動を反映する未公開の個人識別情報を作成し、それを編集または配布する能力を特定し、無効にすることを唯一の目的として、いかなる人物によるいかなる作品へのアクセス能力も損なわない方法で、著作権を侵害しない活動。
 7. 法律を施行し、諜報機能、国防、重要な安全保障、または同様の政府目的を果たすために、政府職員、代理人、または請負業者によって実行される法的に認可された活動。
- ・次のいずれかの条件を満たす装置、製品または部品を製造、輸入、頒布、公衆への提供、提供、またはその他の方法で取引し、または公衆への提供もしくはサービスを提供する者。
 1. 有効な技術的手段を回避する目的で宣伝、広告、または販売されているもの。
 2. 有効な技術的手段の回避を可能にし、または容易にすることを主たる目的として設計、製造、または実装されているもの。

非営利の図書館、公文書館、教育機関、または非営利の公共放送局の職員が職務遂行中に上記の行為を行った場合、刑事罰は科されない。

著作物、実演、またはレコードに係る排他的著作権または関連する権利のいずれかを保護する有効な技術的手段を回避する製品、サービス、またはデバイスに関しては、次の行為は処罰されないものとする。ただし、これらの行為が、有効な技術的手段の回避に対する法的保護の妥当性または法的救済の有効性に影響を与えない場合に限る。

1. 合法的に取得されたコンピュータプログラムの複製物について、当該行為に従事する者が入手できなかった当該コンピュータプログラムの特定の要素について、独自に作成されたコンピュータプログラムと他のプログラムとの相互運用性を実現することのみを目的として、誠実に行われる、著作権を侵害しないリバースエンジニアリング活動。
2. 行政機関または公共部門の職員、代理人、または請負業者が、法律の執行、情報機関の活動、重要な安全保障の実施、またはこれらに類する政府目的の遂行のために、合法的に認められた活動。

保護対象の著作物、実演、またはレコードへのアクセスを制御する有効な技術的手段を回避する製品、サービス、またはデバイスに関しては、法的保護の妥当性または有効な技術的手段の回避に対する法的救済の有効性に影響を与えない限り、以下の行為は処罰されない。

1. 合法的に取得されたコンピュータプログラムの複製物について、当該行為に従事する者が入手できなかった当該コンピュータプログラムの特定の要素について、独自に作成されたコンピュータプログラムと他のプログラムとの相互運用性を実現することのみを目的として、誠実に行われる、著作権を侵害しないリバースエンジニアリング活動。
2. 行政機関または公共部門の職員、代理人、または請負業者が、法律の執行、諜報活動の遂行、重要な安全保障の遂行、またはこれらに類する政府目的の遂行のために、合法的に認められた活動。
3. 適法に資格を有する研究者が、未固定の著作物、実演、またはレコードのコピー、実演、またはサンプルを合法的に取得し、必要な範囲で、情報の符号化および復号化技術の欠陥および脆弱性を特定および分析することを唯一の目的として、当該活動を行う許可を得たための誠実な努力を払った場合に行われる、真正かつ非侵害の活動。
4. 未成年者が不適切なオンラインコンテンツにアクセスするのを防止することを唯一の目的として、それ自体では本条によって禁止されていない技術、製品、サービス、またはデバイスにコンポーネントまたは部品を組み込むこと。
5. コンピュータ、コンピュータシステム、またはネットワークの所有者によって許可さ

れ、当該コンピュータ、コンピュータシステム、またはネットワークのセキュリティをテスト、調査、または修正することを唯一の目的として行われる、真正かつ非侵害の活動。

- ・ 許可なく次の行為を行った者(非営利の図書館、公文書館、教育機関の職員、または非営利の公共放送機関が行為を行った場合、法律を施行し、諜報機能、国防、重要な安全保障、または同様の政府目的を果たすために、行政機関または公共部門の職員、代理人、または請負業者によって実行される合法的に許可された活動は除く)
 1. 権利管理情報を削除または改変すること。
 2. 権利管理情報が許可なく削除または改変されたことを知りながら、権利管理情報を頒布し、または頒布の目的で輸入すること。
 3. 権利管理情報が許可なく削除または改変されたことを知りながら、著作物、実演またはレコードの複製物を頒布し、頒布の目的で輸入し、送信し、伝達し、または公衆に提供すること。

次の場合は、1年以上3年以下の懲役が科される（法第8039号第63条）。

- ・ オリジナル回路配置設計（トポグラフィー）またはその一部から生じる権利を侵害するような方法で、不正な複製物を複製、利用、販売、販売の申出、保管、頒布、保管、輸入もしくは輸出し、または不正に複製された回路配置設計を含む集積回路を組み込んだ者。

なお、当事者の要請や職権によって、刑事判決において次のような商品の破壊や没収を命じられることがある（法第8039号第71条）。

- ・ 偽造品または海賊版とされる商品、犯罪の実行に使用されたすべての資材および付属品、侵害行為に関連するすべての資産、ならびに犯罪の関連証拠の押収。
- ・ 侵害行為に関連するすべての資産の没収。
- ・ 商業チャネルへの流入を阻止するため、被告への補償なしに、すべての偽造品または海賊版を没収すること。
- ・ 著作権または隣接権を侵害する海賊行為に関しては、侵害品の製造に使用された資材および器具の没収。
- ・ 違法な偽造品や海賊版の破壊、犯罪の実行に使用された資材、付属品、道具の破壊。

刑事捜査において、当局は以下の措置を取ることがある。

- ・ 捜索および押収活動の実施。
- ・ 専門家による評価の要請（例：国家登記所または技術専門家）。

刑事裁判所が判決を下した場合、侵害による損害賠償を求める訴訟を民事裁判所に提起することもできる。この場合、侵害措置に関しては、法的資格を有する特許権者またはライセンシーは、以下の民事訴訟を提起することができる。

- ・ 侵害行為の差止命令。
- ・ 経済的損害に対する損害賠償。
- ・ 侵害物品の押収または破壊。
- ・ 判決の公表。
- ・ 予防措置（例：差止命令、証拠保全）。

また、営業秘密に限定されるものではないが、次の秘密情報の漏洩、破壊や改変、スパイ行為などは刑罰が科される恐れがある。

秘密情報の漏洩（（刑法第203条）。

対象：身分、職務、雇用、職業または技能上知り得た秘密であって、漏洩により損害を及ぼすおそれのある秘密を、正当な理由なく漏洩した者。

刑罰：1か月以上1年以下の懲役または30日以上100日以下分²⁶の罰金。

²⁶ 罰金額は、判決において、有罪判決を受けた者の経済状況に基づき、生活水準、通常の収入、およ

当該者が公務員または専門職に就く場合、上述の刑のほか、6か月以上2年以下の公職もしくは専門職の地位の剥奪の刑も科される。

情報の削除や改変（刑法第229条の2）。

対象：所有者の許可なく、または許可の範囲を超えて、第三者に損害を与える形で、コンピュータ、ネットワーク、または電子的、光学的、もしくは磁気的容器に含まれる情報を削除、改変、または破壊した者。

刑罰：1年以上3年以下の懲役（情報が復元不可能な場合は、3年から6年）。

コンピュータスパイ行為（刑法第231条）。

対象：所有者等の許可なく、コンピュータまたは技術的操作を用いて、産業および商業における経済的取引に価値のある情報を押収、送信、複製、改変、破壊、使用、ブロック、または再利用した者。

刑罰：3年以上6年以下の懲役。

悪意あるソフトウェアのインストールや拡散（刑法第232条）。

対象：許可なく、いかなる手段によっても、コンピュータ、テレマティックもしくはネットワーク、または電子的、光学的もしくは磁気的容器に悪意のあるソフトウェアをインストールした者（そのように誘導したり、そのために他を欺いたり、これを拡散する者なども含む）。

刑罰：1年以上6年以下の懲役。

ウェブサイトの偽造（刑法第233条）。

対象：正当なウェブサイトを偽装し、欺瞞または誤認を生じさせることにより、自身または第三者の利益のために機密情報を入手した者。

刑罰：3年以上6年以下の懲役。

コンピュータ犯罪のほう助（刑法第234条）。

対象：コンピュータ、テレマティック、ネットワーク、電子的、光学的、磁気的手段を用いて犯罪を犯す手段を提供した者。

刑罰：1年以上4年以下の懲役。

4.5 CPTPPを踏まえたコスタリカにおける知的財産権執行措置の評価

以下の記載は、調査した結果をまとめたものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではない。

コスタリカにおける知的財産権の行政手続きおよび司法手続きは概ねアクセスしやすいものの、次の例示のように、手続き上の遅延や手続き上の煩雑さが伴う場合がみられる。

- ・ 商標の登録手続きおよび異議申立手続は明確であるものの、長期化する可能性がある（異議申立手続の解決には最長1年を要する）。
- ・ 知的財産権侵害に関する民事訴訟は、特に知的財産権に関する専門知識が不足している裁判所においては、未処理案件の積み残しや手続上の形式主義に悩まされる可能性がある。
- ・ 一部の手続き（仮差止命令や税関介入など）では、特定の書類手続や保証が必要となり、権利者の負担が増大する可能性がある。

また、コスタリカの司法申立手数料は中程度であるが、専門家報告書、翻訳、手数料が必要となるため、権利者は多額の訴訟費用を負担する可能性がある。行政および司法手続においては、不作為による事案終結を回避するために、法的代理とフォローアップがしばしば必要となる。現在、知的財産権訴訟において勝訴当事者に訴訟費用全額を賠償する正式なメカニズムは存在せず、これが

び本人や家族の必要を満たすための合理的な支出を考慮に入れ、その金額が決定される。ただし、有罪判決を受けた者の通常の収入の50%を超えない（刑法第53条）。

抑止力となり、アクセス可能性を損なう恐れもある。

コスタリカの裁判所は、知的財産権訴訟において仮差止命令を発令する権限を有すが、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 請求は証拠書類によって裏付けられなければならない。
- ・ 多くの場合において保証金または保証人が必要となる。
- ・ 発令時期は様々であり、実効性が低下する可能性がある。

さらに、知的財産訴訟においては、以下の点に留意する必要がある。なお、これらの慣行は、CPTPP 第 18.77 条（廃棄義務）の精神に合致している。

- ・ 押収品の廃棄は、一般的に有罪判決が出た場合に命じられる。
- ・ コスタリカでは、刑事手続中に押収された侵害品を使用または回収する機会が権利者に与えられておらず、当局もこれを推奨していない。
- ・ 押収品の保全手続きは、税関保管上の制約や機関間の調整によって影響を受ける可能性がある。

推定に関しては、コスタリカの法律の下では、次のように解される。

- ・ 国家登記所に登録された特許は有効と推定される。
- ・ この推定は反証可能であり、裁判所は侵害訴訟において有効性を疑う可能性がある。
- ・ 無効訴訟は、行政手続または司法手続を通じて提起できる。

また、コスタリカにおいては、執行手続において各請求項の特許性の推定を明示的に規定するものはない。現地法律事務所によると、コスタリカでは特許侵害訴訟は一度も起きておらず、関連する判例もなく、行政法上考慮される一般的推定を用いることとなり、行政当局により（この場合は国家登記所）無効とされるまでは有効と推定されることとなるという。実際には、CPTPP 第 18.79 条の精神に基づき、一般的に侵害者に負担が移行する。

さらに、コスタリカにおける知的財産権の執行は、次のように関連機関の能力によって影響を受けることがある。

- ・ 司法機関および検察庁の業務量により、刑事捜査や裁判の日程調整が遅れることがよくある。
- ・ 税関職員の知的財産権関連研修が不足しているため、国境措置が遅れる可能性がある。
- ・ 税関職員、検察官、権利者間の連携が不十分となる可能性がある。

コスタリカの知的財産執行枠組みは、CPTPP の原則の多くを精神的には概ね遵守している。

なお、営業秘密漏洩については、法第 7975 号（機密保持法）においては、刑事措置について法第 8039 号（法知的財産権の執行手続きに関する法律）に規定されることとなっているものの、現在、法第 8039 号には該当する規定はない。

まとめると以下のとおりである。

【CPTTP 第 18.71 条 - 一般的義務】

コスタリカの法第 8039 号は、民事措置（暫定措置を含む）、損害賠償、費用、および廃棄について規定している。また、証拠保全および侵害の継続防止のための職権による措置も認められている。

【CPTTP 第 18.72 条 - 推定】

知的財産権の執行手続（民事・行政・刑事）に関して、著作権・著作隣接権に関する推定、商標の有効性に関する推定、特許の特許要件に関する推定を設けることとされるところ、コスタリカでは、これらの「推定」を規定してはいないものの、行政法上考慮される一般的推定を用いることが出来る。

【CPTTP 第 18.73 条 - 知的財産権にかかる執行慣行】

知的財産権の執行に関する最終的な司法判断および一般的適用を有する行政決定について、理由などとともに、書面による公表を明示的に規定する条文は見当たらない。現状、執行努力に関する情報は公開されているものの、統計データ等の入手は一般には困難である。

【CPTTP 第 18.74 条 - 民事、行政手続きおよび救済】

コスタリカにおける知的財産権侵害に対する民事手続きは法第 8039 号に規定されている（第 37 条～第 41 条）。裁判所の差止命令権限（第 3 条、第 5 条）、裁判所の損害賠償命令の権限（第 38 条の 2）、損害額の算定基準や予定賠償額（第 40 条、第 40 条の 2）、敗訴した当事者に対して、訴訟費用・弁護士費用・その他の経費の支払いを命じる裁判所の権限、侵害品の破棄、侵害品の製造等に使用された材料および器具の商業経路外での破棄または処分を命じる権限（第 41 条）、執行手続きの濫用等に基づく損害賠償（第 38 条の 3、民事訴訟法第 6 条）なども定められている。一方、権利侵害者に対する不当利得返還や侵害者が保有する関連情報の提供命令、訴訟に関連して提供された秘密情報の保護に関する命令への違反に対する制裁権限、権利者または司法当局に提供するよう命じる裁判所の権限などは、明示的に規定されていない。

【CPTTP 第 18.75 条 - 保全措置】

保全措置について、一方当事者不出席手続での迅速な処理については、予防措置において認められる（法第 8039 号第 7 条）。また、証拠の提出や担保の提供においても規定されており（法第 8039 号第 3 条）、著作権や商標権侵害について、コスタリカでは、すべての執行手続きにおいて保全措置を利用可能である（法律第 8039 号第 37 条）。

【CPTTP 第 18.76 条 - 国境措置】

コスタリカは、国境措置の申請および証明・身元の確認要件、担保の提供、権利者への侵害品に関する情報の通知、違反認定後の税関による停止、押収、および廃棄の権限、税関による職権に基づく措置に関する規定も認められる（法律第 8039 号第 11 条～第 17 条）。ただし、小口商業貨物への適用は明示的には規定されておらず、また、国境措置において料金を徴収する仕組はない。

【CPTTP 第 18.77 条 - 刑事手続および刑罰】

コスタリカ法第 8039 号第 5 章は、複数の知的財産権侵害を刑事罰の対象としている（例：偽造および不正製品の取引に関する第 45 条、著作権侵害に関する第 54 条～58 条）。罰則は少なくとも商業規模の事案に適用され（法律第 8039 号第 70 条）、押収または破棄および職権による訴訟の権限が規定されている。

劇場における映画著作物の無許可複製（カムコーディング）

コスタリカにおいて、映画著作物の無許可複製は刑事犯罪とされる（法律第 8039 号第 54 条）。「劇場における映画著作物の無許可複製/カムコーディング」とは表記されていないものの、この行為は対象となっている。

【CPTTP 第 18.78 条 - 営業秘密】

民事：コスタリカの未公開情報に関する法律「機密保持法、法第 7975 号」は、営業秘密の定義と保護を定めている。

刑事：コスタリカで適用されるのは一般的な規定のみである。例えば、秘密漏洩（刑法第 203 条）やコンピュータ犯罪規定（刑法第 229 条の 2、第 231 条～第 234 条）などであり、これらは営業秘密の不正流用や開示等に適用できる可能性がある。

【CPTTP 第 18.79 条 - 暗号化された衛星信号およびケーブル信号の保護】

コスタリカの法第 8039 号第 61 条および第 61 条の 2 は、暗号化された信号の不正な受信および配信を処罰するものであり、関連する民事救済措置が利用可能である。

【CPTTP 第 18.80 条 - 政府による合法ソフトウェアの使用】

コスタリカの大統領令第 37549-JP（2012 年）(Reglamento para la Protección de los Programas

de Cómputo en los Ministerios e Instituciones Adscritas al Gobierno Central) ²⁷は、すべての中央政府機関に対し、ライセンスに従って合法的なソフトウェアのみを使用することを義務付けている。

【CPTTP 第 18.81 条～18.82 条 - インターネット・サービス・プロバイダー（定義、オンライン執行、セーフハーバー、ノーティス・アンド・テイクダウン、加入者情報、一般的な監視義務の免除）】コスタリカのオンライン著作権および関連する権利の侵害に対する ISP の責任制限に関する規則²⁸は、ノーティス・アンド・テイクダウン制度（第 11 条～第 15 条）およびセーフハーバー条項（第 4 条）を規定している。また、定義については、その第 2 条に定められている。

4.6 コスタリカにおける模倣品被害の状況

コスタリカにおける偽造品は、衣料品、化粧品、電子機器、医薬品、タバコなど、多岐にわたる商品に及んでおり、消費者、合法的な企業、そして政府の歳入に悪影響を及ぼす重大な違法取引となっている。偽造品は、低品質の素材や規制の欠如により、しばしば安全と健康へのリスクをもたらし、消費者の信頼とブランドの信頼性を損なう。近年、偽造品はこの地域の麻薬密売ビジネスと密接に関連していることが指摘されている。

今年 4 月に現地法律事務所が検察当局に話を聞いたところによると、税関総局 (Dirección General de Aduanas)、財政管理警察 (Policía de Control Fiscal)、司法捜査局 (Organismo de Investigación Judicial) は、模倣品の執行、押収、刑事訴追に緊密に連携している。税関総局は、オンライン税関ポータルの開設や、模倣品に関する危害や法的リスクについて国民や企業に情報提供するための啓発キャンペーンなど、透明性向上のための取り組みを実施している。

例えば、財務省 (Ministerio de Hacienda) は、直接的に模倣品対策ではないものの、違法な取引に関する通報を受け付ける窓口「Denuncie Ya (今すぐ通報)」²⁹を同省のウェブページ内に設けており、また、摘発活動などについて、適宜、ウェブサイトで広報している。直近での、知的財産権に関連しうる摘発事例としては、2025 年 1 月 31 日付の「PCR、3 回の強制捜査で酒類 6 万 9000 本を押収 (PCF DECOMISA 69 MIL UNIDADES DE LICOR EN TRES ALLANAMIENTOS)」と題する通知で、同省財政管理警察の活動によって、密輸の疑いで 6 万 9000 本以上の酒類を押収したことと併せて、原産地を偽装するために使用されたラベルのロールとヒートガンが発見されたことが報告されている³⁰。

また、コスタリカでは国内の違法な取引が国民の健康、税収、そして商業活動に及ぼすリスクやそれらの深刻な影響に対処する目的で、官民の代表者で構成される違法取引対策合同委員会 (Comisión Mixta contra el Comercio Ilícito) が設けられており、財務省はもちろん、経済産業省 (Ministerio de Economía, Industria y Comercio)、保健省 (Ministerio de Salud)、公安省

²⁷ https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=74

³²⁵ (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 10 日)

²⁸ Reglamento sobre la limitación a la responsabilidad de los proveedores de servicios por infracciones a Derechos de Autor y Conexos de Acuerdo con el Artículo 15.11.27 del Tratado de Libre Comercio República Dominicana-Centroamérica- Estados

https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=716

⁴⁰ (Sistema Costarricense de información Jurídica 最終アクセス 2025 年 10 月 10 日)

²⁹ <https://contraloria.hacienda.go.cr/denuncieya/#/> (Ministerio de Hacienda 最終アクセス 2025 年 10 月 10 日)

³⁰ [Ministerio de Hacienda - República de Costa Rica “PCF DECOMISA 69 MIL UNIDADES DE LICOR EN TRES ALLANAMIENTOS”, 2025 年 1 月 31 日付、https://www.hacienda.go.cr/docs/CP072025.pdf](https://www.hacienda.go.cr/docs/CP072025.pdf) (最終アクセス 2025 年 10 月 10 日)

(Ministerio de Seguridad Pública)、農牧省 (Ministerio de Agricultura y Ganadería) などが参加している。同委員会は、コスタリカ全域における違法な取引に対抗する政策、計画、プロジェクトの指導、調整、そして周知を図る活動を行っている。

違法な取引に関する啓発活動は、隨時行われており、SNSにおいては、ハッシュタグ「#DenuncieYA」、「#ComisionMixta」、「#NoAlComercioIlicito」が付されている。

しかしながら、知的財産権を管轄する国家登記所における活動は、公開されている情報を調べる限り、見出すことはできなかった。また、警察（この場合は、司法捜査局）においても同様である。コスタリカにおける模倣品対策を改善するためには、運用能力が依然として限られており、追跡可能性の向上と行政間のデータ共有の改善が不可欠と考える。

5. 最近の法改正状況

前述のとおり、コスタリカにおいて、知的財産権分野に大きな変化をもたらすような法改正の動きは見られない。これは、現地法律事務所の国家登記所との関係および、コスタリカの立法府である立法議会 (Asamblea Legislativa) に提出された法案の定期的な調査に基づく。審査待ちの法案はいくつかあるが、いずれもコスタリカの知的財産分野に大きな変化をもたらすものではない。例えば、コスタリカは、欧州特許庁 (EPO) とのバリデーション協定を締結した。これを実現するには、特許法を改正し、外国での特許査定を国内でも有効にする特許法法第 6867 号の改正が必要であるが、改正案はまだ作成中であり、公表されていない。また、商標に関するマドリッド協定議定書に関しても同様に、いくつかの議論が行われてきたが、現在のところ却下されている。また、本稿のスコープからは外れるが、2025 年 6 月 3 日、マラケシュ条約の批准後の国内法の整備の一環として、法第 6683 号と第 8039 号の改正案（ファイル番号 23,089）が第一審議（Primer Debate）で可決されている。

[特許庁委託事業]
コスタリカの知的財産制度およびその運用に関する調査

2025年10月
禁無断転載

[調査受託]
TNY LEGAL MEXICO S. A. DE C. V.

独立行政法人 日本貿易振興機構
サンパウロ事務所 知的財産権部

Copyright (C) 2025 JPO/JETRO. All right reserved.